

第2期大津市自殺対策計画 (素案)

令和8年9月 24 日



目次

第1章	計画策定にあたって.....	1
(1)	計画の趣旨.....	1
(2)	計画の位置付け.....	3
(3)	計画の期間.....	4
(4)	SDGs(持続可能な開発目標)との関係.....	5
第2章	本市の自殺の現状と第1期計画の評価.....	6
(1)	本市の自殺の現状.....	6
(2)	第1期計画の評価.....	15
(3)	大津市における課題.....	21
第3章	基本理念・基本認識.....	23
(1)	基本理念.....	23
(2)	基本認識.....	24
第4章	基本方針と施策体系.....	25
(1)	基本方針.....	25
(2)	全体目標.....	30
(3)	施策体系.....	31
(4)	改定のポイント.....	32
第5章	具体的取組と数値目標.....	33
(1)	市民一人ひとりの気付きと見守りを促す.....	33
(2)	自殺対策の推進に資する調査、分析を推進する.....	35
(3)	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る.....	36
(4)	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する.....	37
(5)	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする.....	39
(6)	社会全体の自殺リスクを低下させる.....	41
(7)	自殺未遂者の再度の企図を防ぐ【重点】.....	44
(8)	遺された人への支援を充実する.....	45
(9)	民間団体との連携を強化する.....	46
(10)	こども・若者の自殺対策を更に推進する【重点】.....	47
(11)	勤務問題による自殺対策を更に推進する.....	50
(12)	女性の自殺対策を更に推進する《新規》.....	51
(13)	高齢者の自殺対策を更に推進する【重点】.....	53

第6章	計画の推進体制・施策の評価	56
(1)	計画の推進体制	56
(2)	計画の評価	57
資料編		58
(1)	大津市自殺対策庁内連絡会設置要綱	58
(2)	大津市自殺対策庁内連絡会 名簿	61
(3)	大津市自殺対策連絡協議会設置要綱.....	63
(4)	大津市自殺対策連絡協議会 名簿	65
(5)	策定経過.....	67
(6)	大津市こころの相談窓口一覧	68



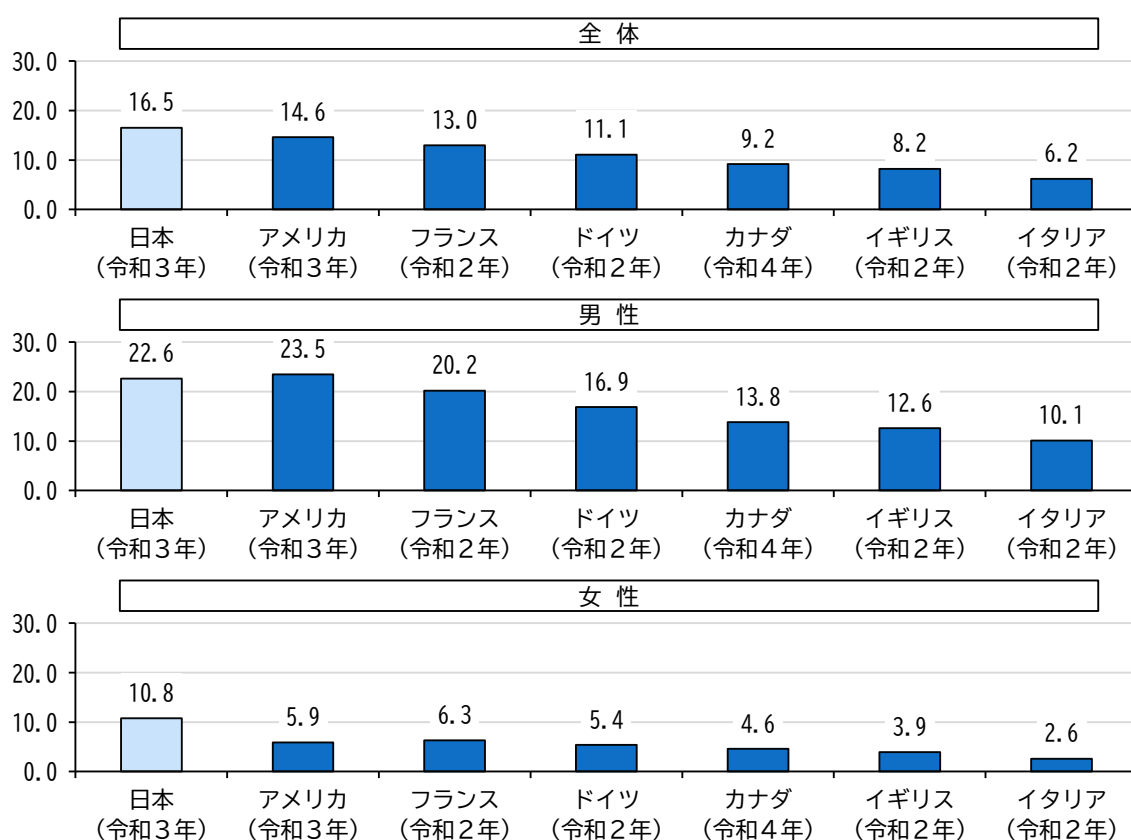
計画策定にあたって

(1) 計画の趣旨

我が国では、平成 18 年に「自殺対策基本法」が制定され、平成 19 年に「自殺総合対策大綱」が策定されました。自殺は、個人の問題にとどまらず、社会全体で取り組むべき重要な社会問題として捉えられました。

世界の自殺の状況を見ると、G7 各国との国際比較において、人口 10 万人当たりの自殺者数(以下、「自殺死亡率」という。)は日本が 16.5 と最も高く、イタリア、イギリス、カナダを大きく上回っています。男性については、日本はアメリカに次いで2番目に高い水準にあります。また、女性の自殺死亡率においては、日本が G7 の中で最も高く、2番目のフランスやアメリカと比較しても顕著に高い数値となっており、女性に対する自殺対策のさらなる推進が求められています。

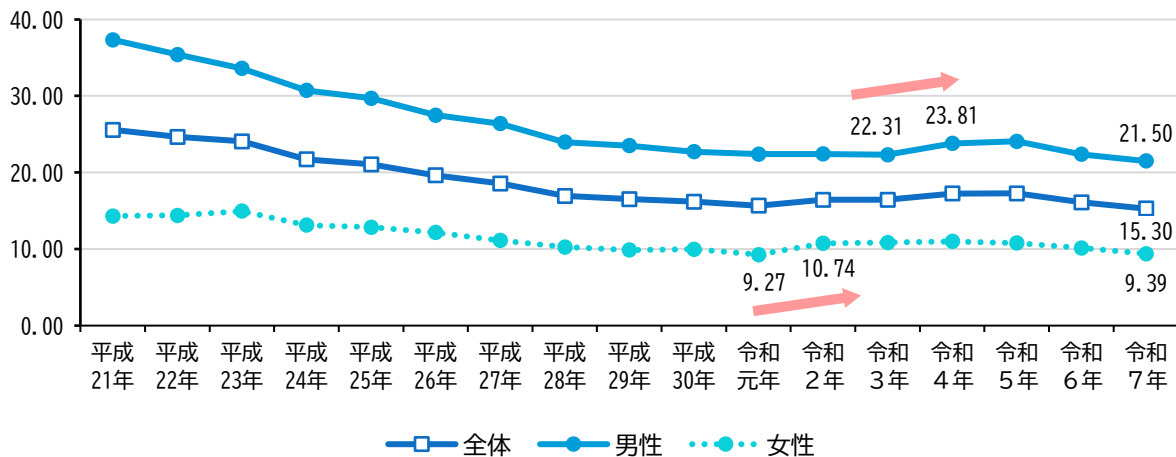
【G7 各国の自殺死亡率】



資料:世界保健機関資料(令和5年2月)

平成 21 年以降における全国の自殺死亡率の推移を見ると、全体では長期的な低下傾向にあります。男女別に見ると、男性は一貫して女性を大きく上回っており、令和 7 年においても男性 21.50 に対し女性 9.39 と、2 倍以上の差が続いています。一方で、男性では令和 4 年、女性では令和 2 年で上昇がみられます。

【全国の自殺死亡率の推移】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

このような状況の中、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、令和 4 年 10 月に「第 4 次自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、女性や小中高生の自殺者数が増加していることから、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」などの視点が盛り込まれました。また、令和 7 年 6 月には「自殺対策基本法」が約 10 年ぶりに改正されました。デジタル技術の適切な活用、こどもの自殺対策の強化、学校の責務の明確化、自殺未遂者・遺族への継続的支援の充実、関係機関による協議会の設置など、総合的な自殺対策の推進に向けた規定が新たに盛り込まれました。

滋賀県では、令和 5 年に「滋賀県自殺対策計画」が改定され、「誰も自殺に追い込まれることなく、つながり支え合う滋賀の実現」を基本理念とし、自殺対策のさらなる充実が図られています。主な取組として、「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」「自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する」を重点項目として位置づけ、関係機関や地域との連携を図りながら、県全体で総合的な自殺対策を推進しています。

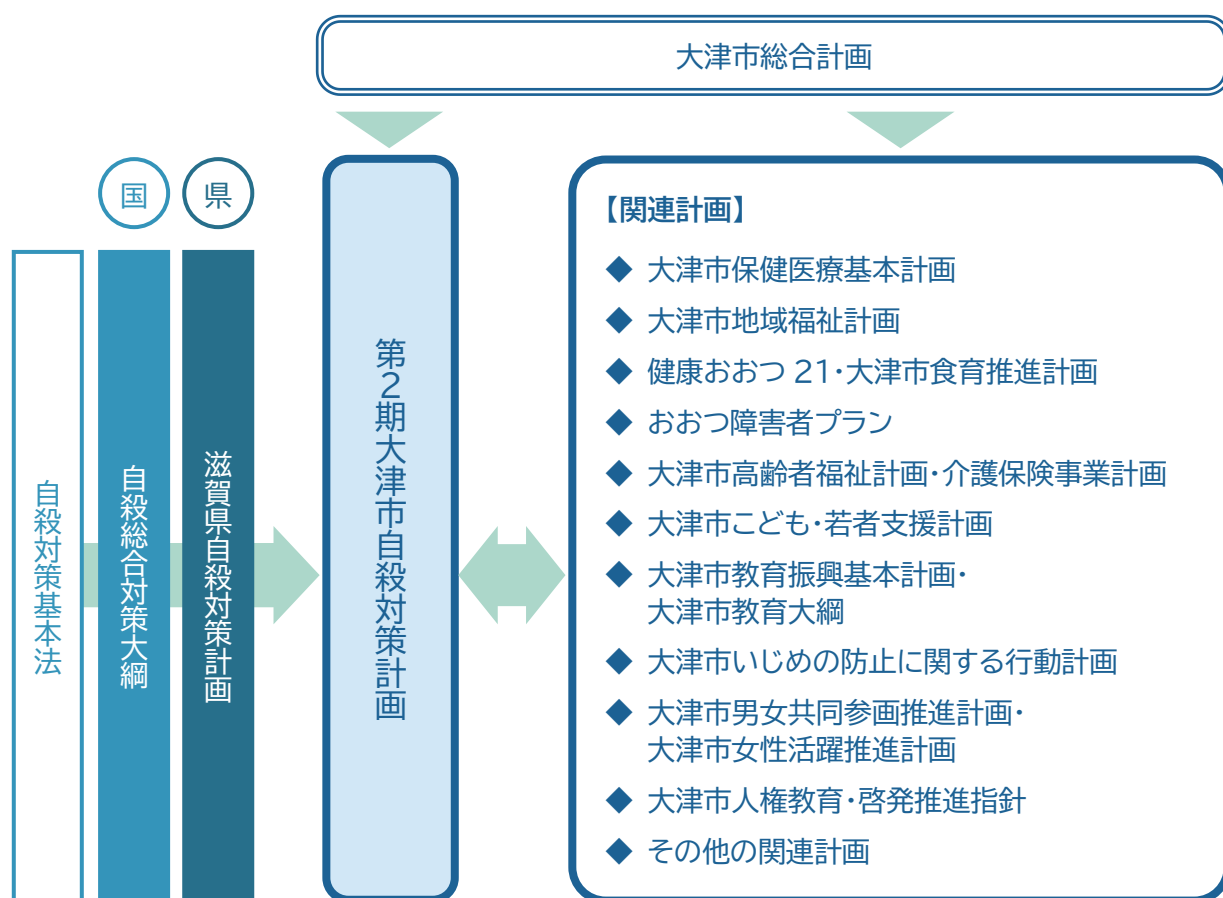
大津市(以下、「本市」という。)においても、令和 2 年に「大津市自殺対策計画」(以下、「第 1 期計画」という。)を策定し、基本理念「誰も自殺に追い込まれることのないまち『おおつ』の実現～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～」のもと、自殺対策に関する施策を総合的に展開してきました。

このたび、第 1 期計画が令和 8 年度をもって計画期間の最終年度を迎えることから、今後の自殺対策に関する施策の方向性を明らかにし、効果的かつ効率的な事業実施に向けた指針として、「第 2 期大津市自殺対策計画」(以下、「第 2 期計画」という。)を策定しました。

(2) 計画の位置付け

第2期計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として、令和4年に見直された国の「自殺総合対策大綱」の方針や、令和5年に改定された「滋賀県自殺対策計画」を踏まえて策定するものです。

また、第2期計画は「大津市総合計画」を上位計画とし、関連計画との整合性に留意しながら、推進していくこととします。



(3) 計画の期間

第2期計画は、国の「自殺総合対策大綱」及び滋賀県の「滋賀県自殺対策計画」の見直し時期を踏まえ、令和9年度から令和15年度までの7年間を計画期間とします。また、社会情勢の大きな変化があった場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
大津市	大津市自殺対策計画 (令和2年～令和8年)				第2期大津市自殺対策計画 (令和9年～令和15年)						
滋賀県	滋賀県自殺対策計画 (令和5年～令和9年)				次期計画						
国	第4次自殺対策総合大綱 (令和4年～)				概ね5年を目途に見直し						

(4) SDGs(持続可能な開発目標)との関係

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成 27 年の国連サミットで採択された、令和 12 年までに世界が達成を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、貧困・飢餓の撲滅、健康・福祉の増進、質の高い教育、気候変動対策など 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。国や自治体、企業、個人が連携しながら取り組むべき普遍的な目標として、あらゆる分野の施策に反映されています。

本市では、大津市総合計画第3期実行計画において、「ひと、自然、歴史の緑で織りなす 住み続けた いまち“大津再生”～コンパクトで持続可能なまちへの改革～」を将来都市像とし、多様な施策を SDGs の目標と結び付けて推進しています。第2期計画においてもその理念を継承し、市民が健やかで持続可能に暮らせる地域社会の実現を目指します。





第2章

本市の自殺の現状と第1期計画の評価

(1) 本市の自殺の現状

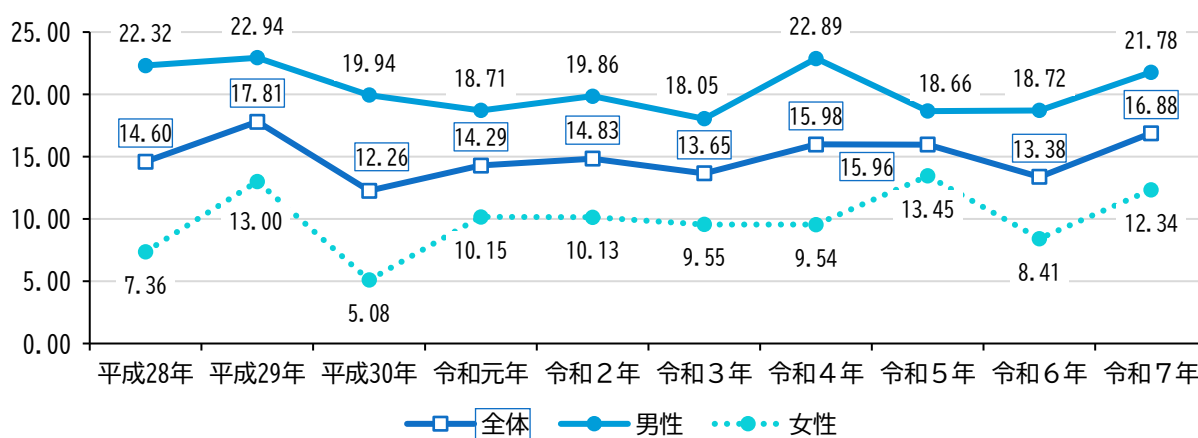
1. 自殺死亡率(人口 10 万人当たり)

① 自殺死亡率の推移

過去 10 年間(平成 28 年～令和 7 年)でみると、本市の自殺死亡率は 12.00～18.00 前後で増減を繰り返しながら推移しています。

また、性別にみると、男性の自殺死亡率は女性と比較して高い水準で推移しており、女性のおおむね 2 倍となる年もみられます。

【自殺死亡率の推移】

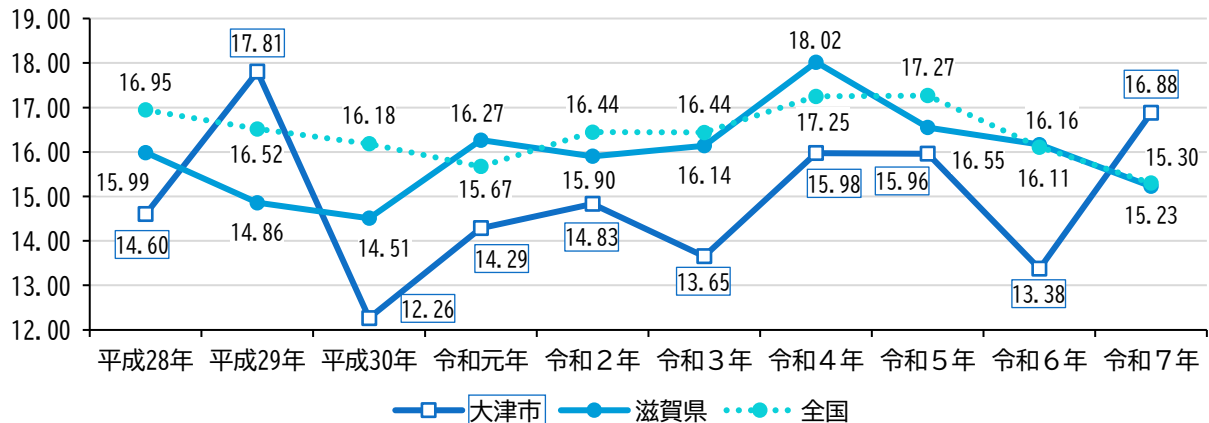


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

② 国や県との自殺死亡率の比較

本市の自殺死亡率は、変動幅が大きいものの、おおむね全国及び滋賀県よりも低い水準で推移しています。

【国や県との自殺死亡率の比較】



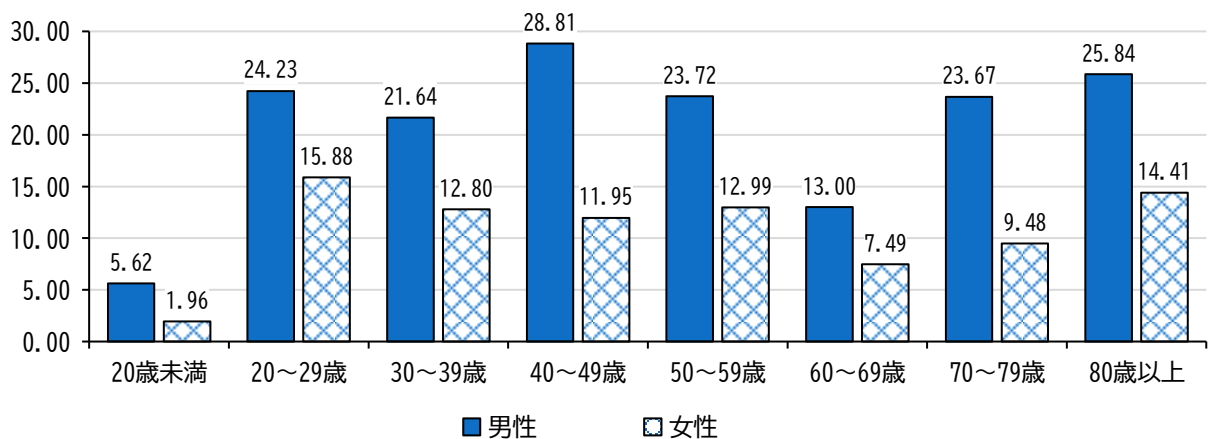
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

③ 年齢階級別自殺死亡率(令和2年～令和6年)

本市の自殺死亡率を年齢階級別にみると、男性では40歳代が28.81で最も高く、女性では20歳代が15.88で最も高くなっています。男女ともに20歳未満から20歳代にかけて大きく上昇し、50歳代から60歳代で一度低下したのち、70歳代以降で再び上昇する傾向がみられます。

また、20歳未満の自殺死亡率について、男性が5.62、女性が1.96となっており、男性は女性の約3倍と高い水準となっています。

【年齢階級別自殺死亡率(令和2年～令和6年)】



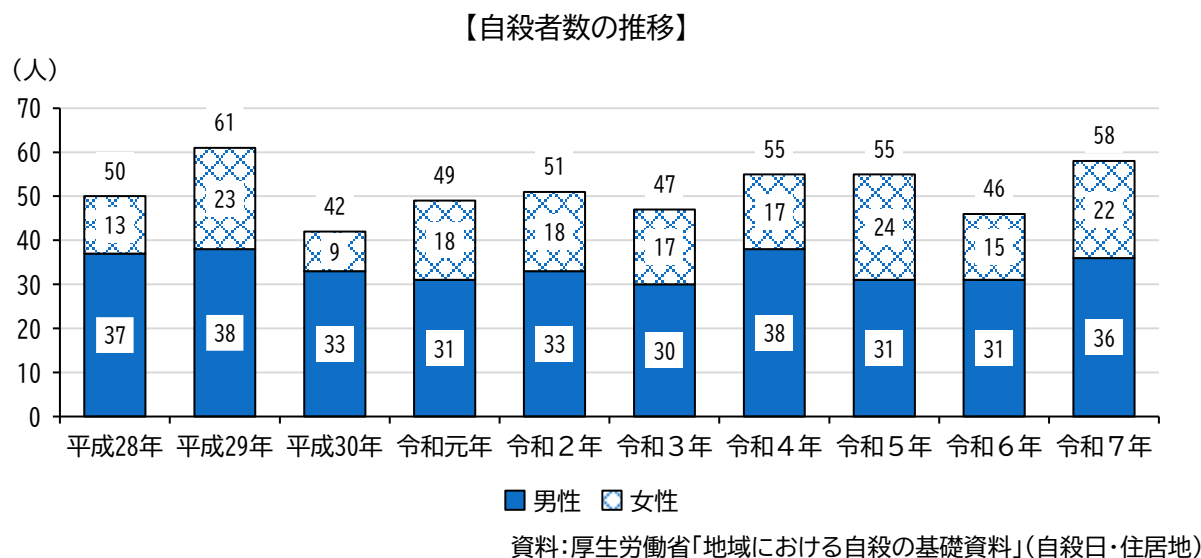
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査」

2. 自殺者数

① 自殺者数の推移

本市の自殺者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和7年は58人となっています。

また、男女別にみると、男性は36人、女性は22人であり、例年と同様に男性が女性を上回っています。平成30年を除き、男性は女性のおおむね1.5倍前後で推移しており、男女差が継続してみられる状況です。

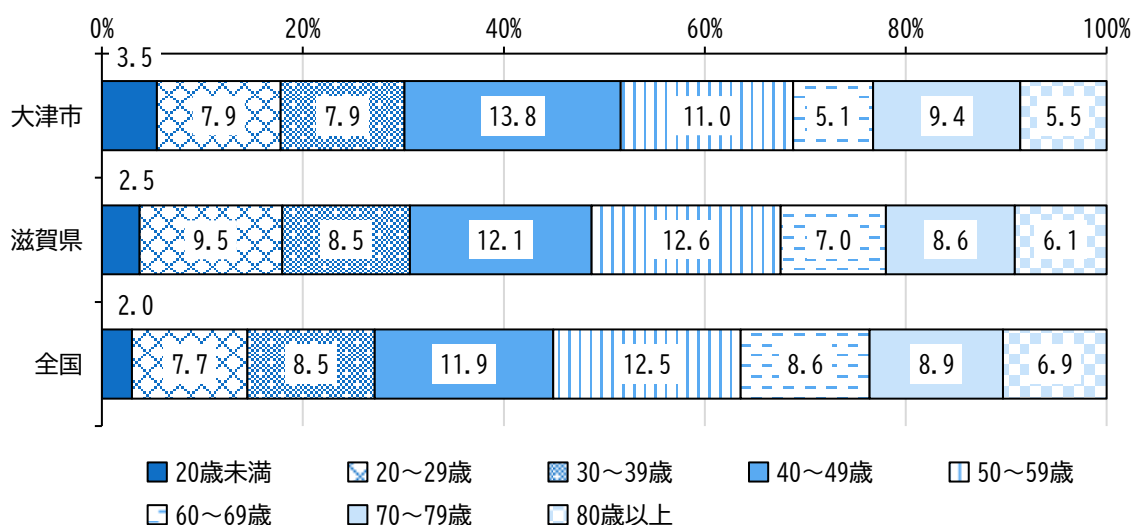


② 年齢階級別自殺者割合(令和2年～令和6年)

本市の自殺者割合を年齢階級別にみると、男性は40歳代が13.8%と全年代で最も高く、滋賀県及び全国を上回っています。20歳未満も3.5%となっており、滋賀県及び全国より高く、若年・中年層が課題です。一方、60歳代は5.1%で滋賀県及び全国を大きく下回っています。

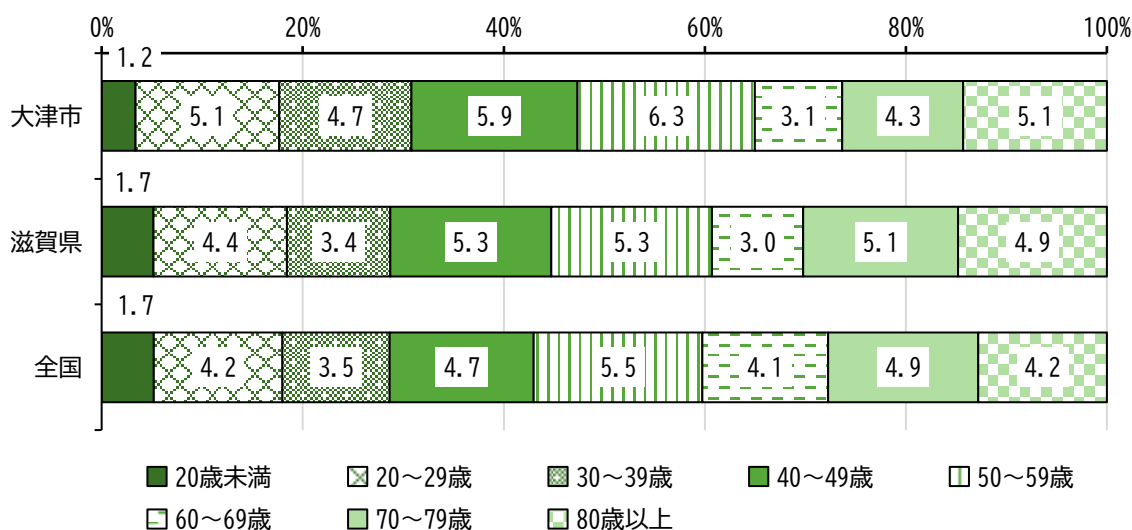
女性は50歳代が6.3%で最も高くなっています。40歳代も5.9%となっており、滋賀県及び全国を上回ります。一方で、20歳未満は1.2%、60歳代は3.1%となっており、滋賀県及び全国より低く抑えられています。

【年齢階級別自殺者割合(男性)(令和2年～令和6年)】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

【年齢階級別自殺者割合(女性)(令和2年～令和6年)】



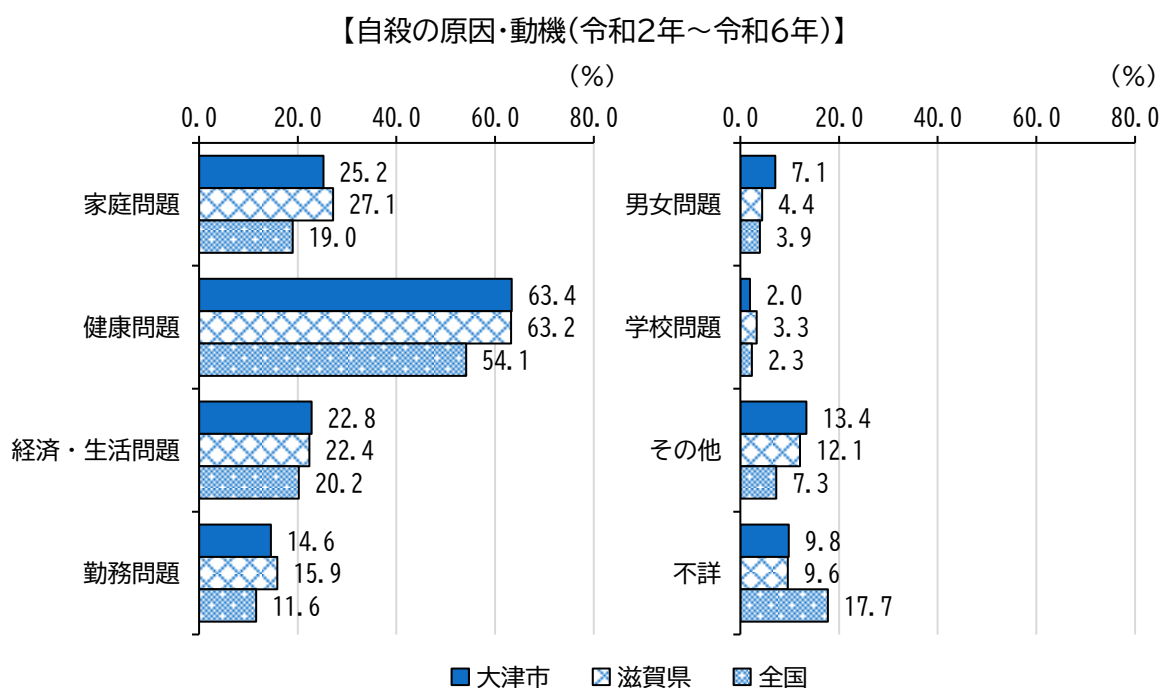
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

3. 自殺の原因・動機

① 自殺の原因・動機(令和2年～令和6年)

本市の自殺者の自殺の原因・動機について、「健康問題」が63.4%で最も高く、次いで「家庭問題」が25.2%、「経済・生活問題」が22.8%となっています。

「健康問題」「経済・生活問題」「男女問題」「その他」については、全国及び滋賀県を上回る水準となっており、「家庭問題」「勤務問題」についても、滋賀県よりは低いものの、全国と比較すると高い割合となっています。

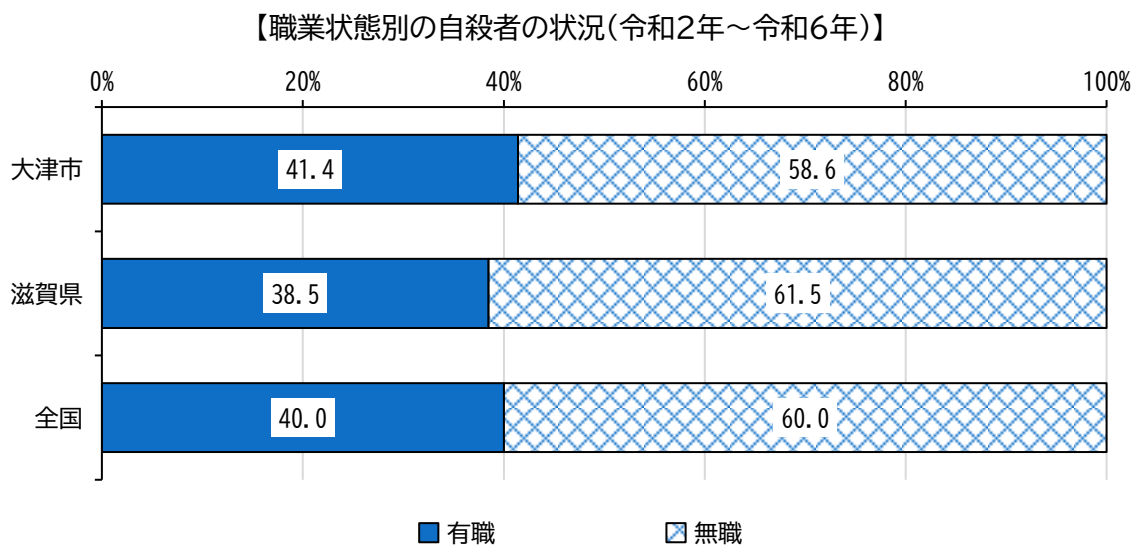


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

4. 自殺者の職業状況

① 自殺者の職業状況(令和2年～令和6年)

本市の自殺者の職業状況をみると、有職者が41.4%、無職者が58.6%となっており、全国の有職者40.0%、滋賀県の有職者38.5%と比較して、有職者の割合がやや高い傾向にあります。全国及び滋賀県においても、無職者が60%前後を占める構成は共通していますが、本市では有職者の割合が相対的に高い点が特徴です。



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

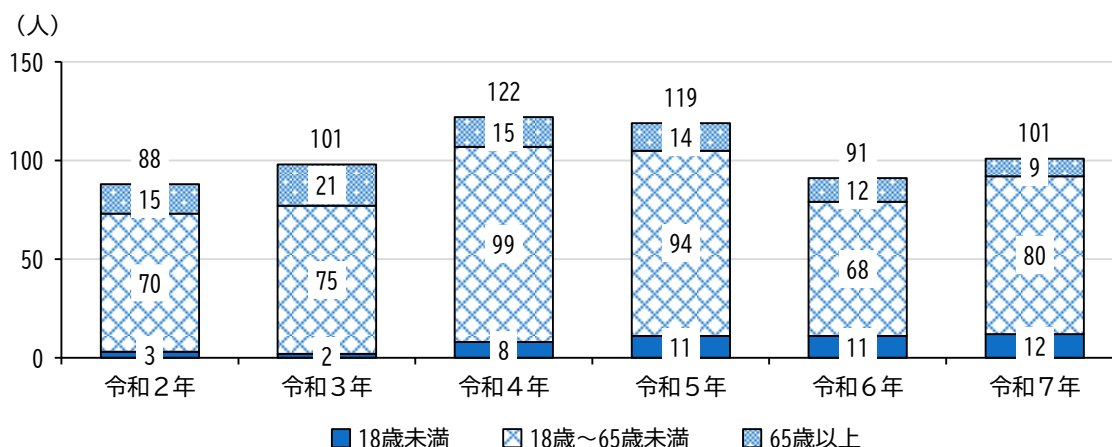
5. 自殺未遂者の状況

① 自損行為による救急搬送者数の推移

本市の自損行為による救急搬送者数を年齢階級別にみると、18歳～65歳未満の現役世代が最も多く、全体の約8割を占めています。

また、18歳未満については増加傾向にあり、令和2年の3人から令和7年には12人へと増加しています。

【自損行為による救急搬送者数の推移】

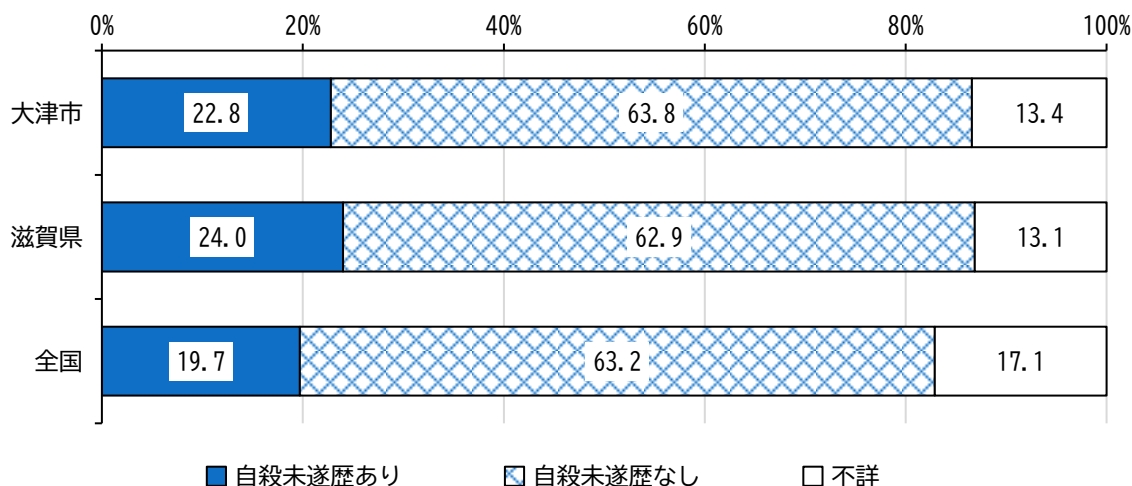


資料：大津市「救急概況」

② 自殺者の自殺未遂歴状況(令和2年～令和6年)

本市の自殺者の自殺未遂歴状況をみると、「自殺未遂歴あり」は22.8%であり、全国の19.7%より高く、滋賀県の24.0%とほぼ同程度の水準となっています。

【自殺者の自殺未遂歴状況(令和2年～令和6年)】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

6. 地域自殺実態プロファイルからみた本市の自殺の特徴

① 地域自殺実態プロファイルからみた本市の自殺の特徴(令和2年～令和6年)

いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)による、都道府県及び市町村ごとに自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル 2025」では、令和2年から令和6年までの5年間の自殺者数を、性別、年齢階級、職業の有無、同居人の有無別で区分し、本市の主な自殺者の特徴を示しています。

本市における自殺者が最も多い区分は、「男性 40～59 歳有職同居」となっています。

【地域自殺実態プロファイルからみた本市の自殺の特徴】

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計) (人)	割合 (%)	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 40～59 歳 有職同居	33	13.0%	17.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 60 歳以上 無職同居	29	11.4%	23.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:女性 60 歳以上 無職同居	19	7.5%	9.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:女性 20～39 歳 無職同居	17	6.7%	27.0	DV 等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
5位:男性 40～59 歳 無職独居	15	5.9%	351.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

※ 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

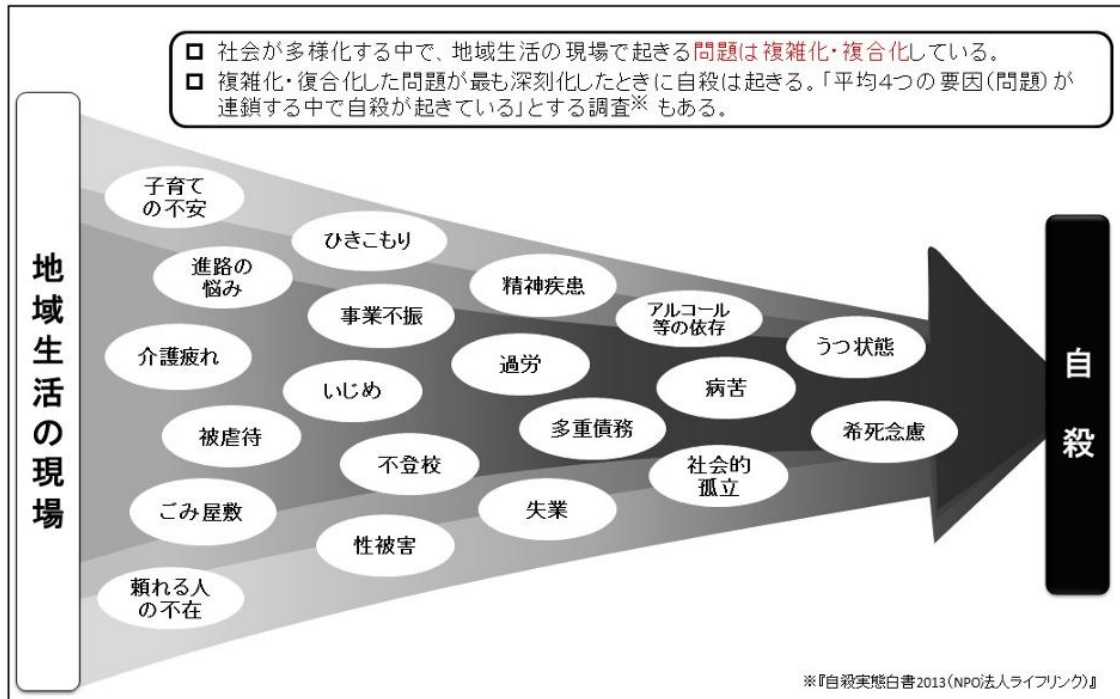
※ 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定されたもので、自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例が示されており、記載の経路が唯一のものではない。

資料:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2025」

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

【自殺の危機要因イメージ図】



資料：厚生労働省「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引」

(2) 第1期計画の評価

1. 指標・施策の評価

① 自殺死亡率

第1期計画における目標値の設定方法

本市の平成 30 年の自殺死亡率は 12.26 で過去最少となりました。これを基準値とし、令和8年までに平成 30 年比 20%以上減となる 10.00未満を目標値としました。

項目	基準値 (平成 30 年)	目標値 (令和8年)	実績値 (令和7年)	評価
自殺死亡率	12.26	10.00未満	16.88	未達成

本市の令和7年の自殺死亡率は 16.88 となっており、目標値である 10.00未満を達成することができませんでした。

本市の自殺死亡率は、変動幅が大きいものの、おおむね全国及び滋賀県よりも低い水準で推移しています。自殺の背景には、健康問題や経済・生活問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係していることから、引き続き関係機関との連携を強化し、総合的な自殺対策を推進していく必要があります。今後も、市民一人ひとりが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、継続的に自殺対策を進めていきます。

② 個別の施策

◆ 全体

評価の視点	施策数(全数)	効果あり	要見直し
自殺対策に直接的な影響がある施策	5	4	1
自殺の要因になる可能性を予防するための施策	24	24	0
住み良いまちづくりのための施策	76	75	1
合計	105	103	2

大津市自殺対策庁内連絡会及びワーキングにおいて施策の評価を行ったところ、全 105 施策中「効果あり」が 103 件、「要見直し」が2件となりました。

自殺対策に直接的な影響がある施策については、5件中4件は効果があり、1件は要見直しとなりました。「救急活動時における啓発」は救命活動が優先となり、啓発活動にまで至ることが困難という意見が出たため、要見直しとなりました。その他の事業については自殺対策に寄与することが認められ、効果ありとなりました。

自殺の要因になる可能性を予防するための施策について、24 件中、全て効果ありとなりました。直接的な希死念慮への相談に限らず、生きづらさを防ぐことに資する事業として全て効果ありとなりました。

住み良いまちづくりのための施策について、76 件中1件は要見直しとなりました。「経済団体・職域団体との連携したメンタルヘルスの啓発」は連携先団体の把握が難しく、十分な取組ができていないため要見直しとなりました。その他の事業については直接的な自殺対策ではないものも、住み良いまちづくりとして必要な施策として効果ありとなりました。

2. 取組の実績

① 「いのちをつなぐ相談員」派遣事業

本事業は、自殺企図(自損行為)により救急告示病院を受診した大津市民及びその家族に対し、精神保健福祉士や公認心理師等の専任相談員を派遣し、医療・保健・福祉・司法・教育等の関係機関と連携しながら自殺再企図を防ぐための個別支援を行う事業です。平成 25 年度から市内救急告示病院6か所の協力のもと実施しています。

累計対象者は増加傾向で推移し、令和5年度・令和6年度で 30 人と過去最多となったものの、令和7年度は 21 人まで減少しています。

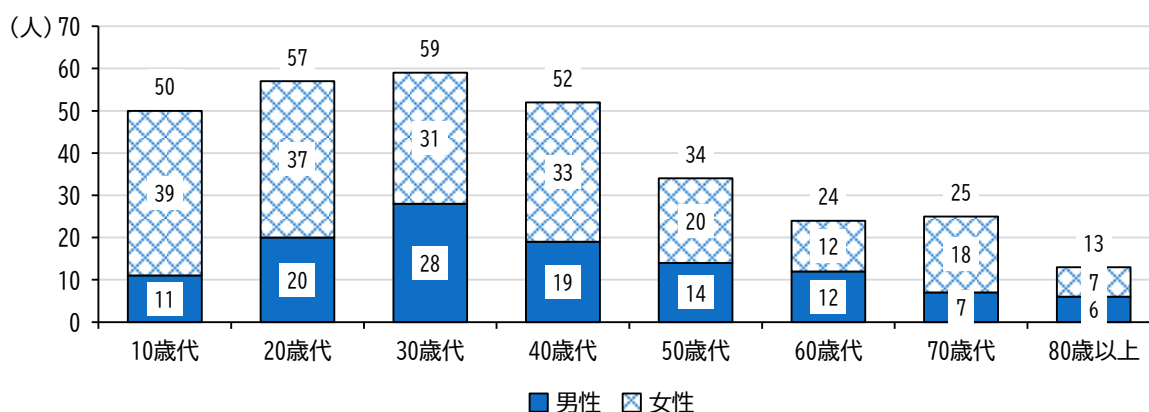
性別では、女性が男性を上回っており、年齢別では 30 歳代が 59 人で最も多く、次いで 20 歳代が 57 人、40 歳代が 52 人、10 歳代が 50 人と続き、若年・現役世代が全体の約8割を占めています。

相談員による支援内容については、関係機関連携が 1,352 件と最も多く、次いでショートメールが 1,242 件、電話が 759 件と続いており、多様な手段を組み合わせた継続的支援を行っています。

【累計対象者の推移(令和2年度～令和7年度)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
累計対象者(人)	22	25	29	30	30	21

【性別年齢別累計対象者(全事例)数(令和7年度)】



【相談員による支援内容・延べ件数(令和7年度)】

	面接	訪問	電話	ショートメール	その他支援	関係機関連携	ケース会議
相談員による支援内容・延べ件数(回)	220	79	759	1,242	139	1,352	49

② 大津市自殺対策連絡協議会の経過

年度	次第	内容	特徴
令和2年度	・自殺の動向について ・「いのちをつなぐ相談員」派遣事業の報告 ・情報共有、意見交換	・コロナ禍により、庁内での自殺対策の必要性が認知されつつある。 ・医療機関においてはコロナ禍であるため、自殺対策への理解は得にくい。 ・自殺未遂者支援事業につながらなかった人をどうつなげるかが課題となった。	コロナ禍におけるリスク要因の高まりが懸念された。
令和3年度	・自殺の動向について ・「いのちをつなぐ相談員」派遣事業について ・情報共有、意見交換	・全国で特例貸付が初めて行われ、金銭的課題が浮き彫りになった。	コロナの影響を受けた自殺とコロナの影響を受けない自殺の、2つの側面があることが示唆された。
令和4年度	・自殺の動向について ・「いのちをつなぐ相談員」派遣事業について ・情報共有、意見交換 ・DVD 視聴研修	・それぞれが抱える問題に応じて、DVD やリーフレットなど研修資料を提供した。	JSCP から職員が参加した。
令和5年度	・自殺の動向について ・「いのちをつなぐ相談員」派遣事業について ・街頭啓発及び研修会について ・情報共有、意見交換	・オーバードーズが自殺企図のみではなく楽しむため、楽になるためという理由で行うこともあると説明した。 ・薬剤師会が薬の飲み方について講話を実施されていることを照会した。	精神保健福祉センターから医師が参加し、オーバードーズに関するミニ講座を実施した。
令和6年度	・自殺の動向について ・大津市における重点分野について ・昨年度からの課題についての共有(自傷行為を繰り返す若者、休職と復職を繰り返す働く世代のメンタルヘルス、依存症患者への治療や生活の整備、孤立する人への関わり) ・情報共有、意見交換	・庁内連絡会と合わせ、若者・働く世代といった年代に加えて依存症・孤立といったハイリスク者への支援について協議した。	自殺対策計画の重点項目の現状と課題の共有を行った。
令和7年度	・第2期大津市自殺対策計画策定スケジュール ・第1期大津市自殺対策計画の評価について ・第2期大津市自殺対策計画の策定に向けて ・官民協働の取組について	・第2期大津市自殺対策計画の具体的取組案に向けて意見交換を行った。 ・変化に気付くため、ゲートキーパー養成講座や関係機関とのネットワーク強化が重要視された。	第2期自殺対策計画策定に向けて、外部委員との連携協力を図った。

【令和8年度大津市自殺対策連絡協議会の様子】



【令和8年度第二回大津市自殺対策計画ワーキングの様子】



③ 大津市自殺対策庁内連絡会の経過

年度	次第	内容	特徴
令和2年度	・自殺対策計画について（計画の紹介、自殺の現状、事業報告） ・講座「支援者が知っておきたい自殺予防の基礎知識」	・80歳以上の自殺者数が増加していることを共有した。 ・自殺の背景に複合的な要因があるということを庁内部署へ説明した。 ・ゲートキーパー研修の呼びかけた。	市長が参加し、トップダウンで全庁的に自殺対策に取り組むことの重要性が示された。
令和3年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止		
令和4年度	・各所属の取組について ・自殺の現状について ・動画視聴	・50歳代、60歳代以上の無職男性の自殺者についての情報を共有した。 ・自殺未遂者支援事業の相談員として大切にしていることや、各すこやか相談所・市社協等が実施している支援内容についての動画を視聴した。 ・各部署での研修等に役立てられるように動画を資料としてDVDで配布した。	昨年度作成した動画を全員で視聴した。
令和5年度	・各所属の取組について ・自殺の現状について ・若者のオーバードーズについて ・高齢者の自殺対策について	・自殺未遂者においてオーバードーズする10歳代、20歳代の若年層が急増していることを共有した。 ・自殺未遂者支援事業より高齢者の自殺未遂の背景を分析した。 ・薬剤師を招き、薬物の適切な利用に向けた薬局の取組について発表した。	若者、高齢者、企図手段への分野別分析を交えた連絡会を実施した。
令和6年度	・各所属の取組について ・自殺者の統計について ・「いのちをつなぐ相談員」派遣事業について ・自殺対策の傾向と課題について	・若年層のオーバードーズが昨年度から引き続き多い状況で、社会問題となっていることを共有した。 ・自殺未遂者支援事業より「外国人女性」「未成年女性」「高齢女性」を取り上げ、孤立への支援をテーマとして話し合いを実施した。 ・生きごちの良い地域づくりの観点から、啓発活動や研修会への参加呼びかけを行った。	「孤立への支援」をテーマに地域づくりへの展開を目指した。
令和7年度	・第2期大津市自殺対策計画策定スケジュール ・第1期大津市自殺対策計画の評価について ・第2期大津市自殺対策計画の策定に向けて ・今年度の取組について	・既に実施済みの第1回、第2回ワーキングの結果より、第1期計画の評価や分析結果を共有した。 ・ワーキングの意見から、相談窓口一覧の作成、ワンストップ窓口等取組を提案。 ・国、県計画との整合性を合わせることを説明した。	第1期計画の評価、第2期計画の方向性を定めた。

(3) 大津市における課題

1. 統計データからみえる課題

① 自殺未遂者の再度の企図

自殺未遂歴は、再度の自殺企図につながる最も大きな要因の一つとされています。本市の自殺者のうち「自殺未遂歴あり」の割合は22.8%であり、全国の19.7%を上回り、滋賀県の24.0%とほぼ同水準となっています。一方、自損行為による救急搬送者数をみると、18歳から65歳未満の現役世代が最も多く、全体の約8割を占めています。救急搬送された未遂者の多くが現役世代に集中しているため、医療機関での救命後に地域での支援へ確実につなぐ仕組みが求められます。

② こども・若者における自殺リスクの増大

国は、小中高生の自殺者総数が増加傾向にあることから、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を目指しています。本市においては、男性の20歳未満の自殺死亡率は5.62で、女性の1.96の約3倍に達しており、女性では20歳代が全年代を通じて最も高くなっています。また、自殺者割合では男性の20歳未満が3.5%と滋賀県及び全国を上回っており、若年層への対策が課題となっています。さらに、自損行為による救急搬送者数では、18歳未満が増加傾向にあり、低年齢層における自損行為の広がりが懸念されます。学校・家庭・関係機関が連携し、SOSの出し方に関する教育や相談しやすい環境づくりを進めるとともに、若年層の特性に応じた早期発見・早期支援を強化することが求められます。

③ 高齢者

本市の年齢階級別自殺死亡率は、50歳代から60歳代で一度低下したのち、70歳代以降で再び上昇する傾向がみられます。プロフィールによると、自殺者の特性は「男性60歳以上・無職・同居」は5年計29人、自殺死亡率23.9と2位に位置し、「失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺」という経路が示されています。「女性60歳以上・無職・同居」も19人、自殺死亡率9.7で、身体疾患による病苦からうつ状態を経るパターンが多くみられます。高齢化が進む中で、退職後の社会的孤立、介護疲れ、慢性疾患の苦痛が複合的に重なるケースが今後さらに増加することが懸念されます。地域包括支援センターや介護サービスと連動した見守り・相談支援の体制整備が求められます。

④ 自殺の背景の複合化

本市の自殺の原因・動機は「健康問題」が63.4%で最も高く、全国及び滋賀県を上回っています。次いで「家庭問題」が25.2%、「経済・生活問題」が22.8%と続き、「男女問題」も全国を上回る水準です。自殺の背景には単一の原因ではなく、健康・経済・家庭の問題が連鎖した複合的な原因がみられます。医療・福祉・相談支援が連携し、複数の問題を抱える人を早期に把握してつなぐ仕組みが課題です。

2. 「いのちをつなぐ相談員」派遣事業実績からみえる課題

① 自殺死亡者と支援対象者の逆転現象

本市の自殺死亡者数・自殺死亡率ともに男性が女性を上回って推移しています。しかし、「いのちをつなぐ相談員」派遣事業の累計対象者は女性 187 人に対し男性 106 人と、支援対象者の性別構成が自殺死亡の実態と逆転しています。これは、男性が自損行為に及んだ際に致死性の高い手段を選択しやすいため救急搬送後の生存率が低いこと、また男性は相談や支援を求めることへの心理的抵抗が強く、同意取得に至りにくいことが背景として考えられます。

② こども・若者の心理的危機の顕在化

「いのちをつなぐ相談員」派遣事業の 10 歳代・20 歳代の累計対象者はそれぞれ 42 人・53 人となっており、自損行為による救急搬送者数(18 歳未満)が増加傾向にあることと合わせると、こども・若者の自傷リスクが高まっています。

また、10 歳代の累計対象者 42 人のうち女性が 33 人と圧倒的に多く、10 歳代女性への支援が特に重要な課題となっています。



第3章

基本理念・基本認識

(1) 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち
「おおつ」の実現

～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～

自殺は、多くが追い込まれた末の死であり、決して個人の問題ではありません。健康問題、経済・生活問題、家庭問題、職場環境など、様々な要因が複雑に絡み合い、心理的に追い詰められた結果として生じるものです。そのため、自殺対策は、精神保健的な観点だけでなく、社会的・経済的な視点も含めた総合的な取組として推進していく必要があります。本市では、「誰も自殺に追い込まれることのないまち『おおつ』の実現～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～」を基本理念とし、市民一人ひとりの命と暮らしを社会全体で支える取組を推進します。自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こりうるものであり、その状況に置かれた人が、適切な支援に確実につながることができる環境づくりが重要です。

(2) 基本認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、瞬間的な行為としてではなく、様々な悩みや苦しみが積み重なり、心理的に追い詰められていくプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る背景には、経済的困窮、人間関係の孤立、役割喪失感など複合的な要因が絡み合い、自殺以外の選択肢が見えなくなるほど追い詰められた状態があります。また、自殺行動に至る直前には、うつ病やアルコール依存症などの精神疾患を発症しているケースが多く、正常な判断が困難な状態となっていることが明らかになっています。

このことから、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「追い込まれた末の死」とあるという認識を市民全体で共有し、社会全体で命を支える取組を推進していくことが重要です。

2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

平成19年に策定された自殺総合対策大綱のもと、国・地方公共団体・民間団体等が連携して自殺対策に取り組んできた結果、全国の自殺者数は減少傾向にあります。

しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に女性や小中高生の自殺者数が増加し、全国の自殺者数は11年ぶりに前年を上回りました。また、我が国の自殺死亡率はG7諸国のなかで依然として最も高く、年間自殺者数も2万人を超えている状況にあります。今後も自殺対策のさらなる推進・強化が求められています。

3. 実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、自殺対策基本法においても、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とされています。自殺対策は、単なる個人への支援にとどまらず、社会づくり・地域づくりとして総合的に推進していくものです。

自殺対策基本法では、都道府県及び市町村は国の大綱や地域の実情を踏まえ、地域自殺対策計画を策定するものとされています。国はこれを支援するため、地域の自殺の特性に応じた政策パッケージを提供するとともに、その成果を分析・改善しながら地方公共団体に還元する仕組みを整えています。

このように、自殺対策は国と地方公共団体等が緊密に連携し、PDCAサイクルを通じて継続的に進化させながら推進していくものであり、本市においても国・県との連携のもと、地域の実情に即した実効性ある自殺対策を推進してまいります。



基本方針と施策体系

(1) 基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

① 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺はその多くが社会全体で防ぐことのできる問題です。失業や多重債務、長時間労働などの社会的要因は、制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備によって解決が可能であり、健康問題や家庭問題といった個人的な要因についても、専門家への相談やうつ病等の適切な治療を通じて改善できる場合があります。自殺対策を「生きることの包括的な支援」として位置付け、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、市民一人ひとりの生活の安定と安心の確保を推進します。

② 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

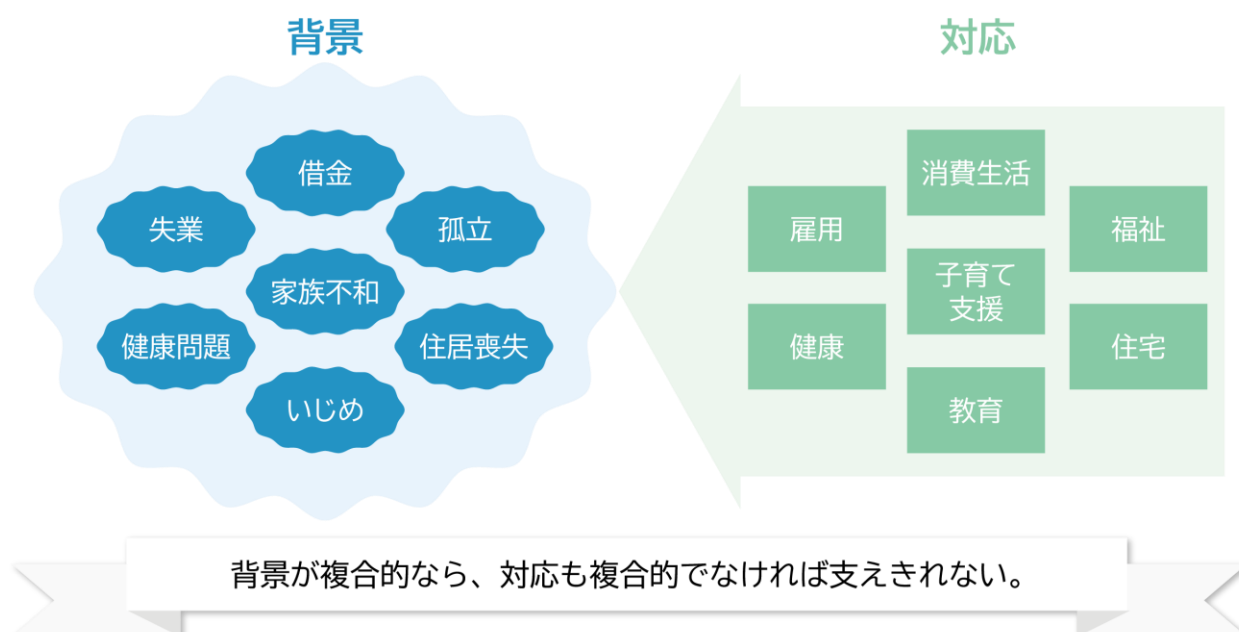
自殺リスクは、失業や多重債務、生活苦といった「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力といった「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を上回ったときに高まります。同じ困難を抱えていても、すべての人の自殺リスクが同様に高まるわけではなく、両要因のバランスが重要です。本市の自殺対策においては、阻害要因を減らす取組と促進要因を増やす取組の双方を推進することで、自殺リスクの低下を図ります。

2. すべての施策を生きる支援と捉え、連携を強化して総合的に取り組む

① 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺は、健康問題や経済・生活問題、人間関係など様々な要因が複雑に絡み合っており、その防止には精神保健的な視点のみならず、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が不可欠です。保健・医療機関は心の悩みの背景にある社会的要因にも対応し、経済・生活相談の担当者は自殺リスクのサインを把握するなど、各分野が互いの役割を理解したうえで連携することが求められます。様々な分野で生きる支援に携わる人々が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、相互の連携を一層強化することで、切れ目のない支援体制を目指します。

【複合的な自殺の背景への複合的な対応】



② 地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携

制度の狭間にある人や複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人を早期に発見し、確実に支援するため、本市では「重層的支援体制整備事業」を活用し、属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に推進します。

また、生活困窮は自殺の背景要因となることから、自殺対策の相談窓口と生活困窮者自立支援制度の窓口が相互に連携し、把握した対象者を適切につなぎ合う協働の取組を推進し、より効果的な施策の推進に努めます。

③ 精神保健医療福祉施策との連携

自殺の危険性が高い人を早期に発見し、確実に精神科医療へつなげるため、かかりつけ医や精神科医等と連携しながら継続的に支援する取組を推進します。あわせて、自殺リスクの背景にある複合的な課題に包括的・継続的に対応するため、精神科医療・保健・福祉の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境の整備を図ります。

④ 孤独・孤立対策との連携

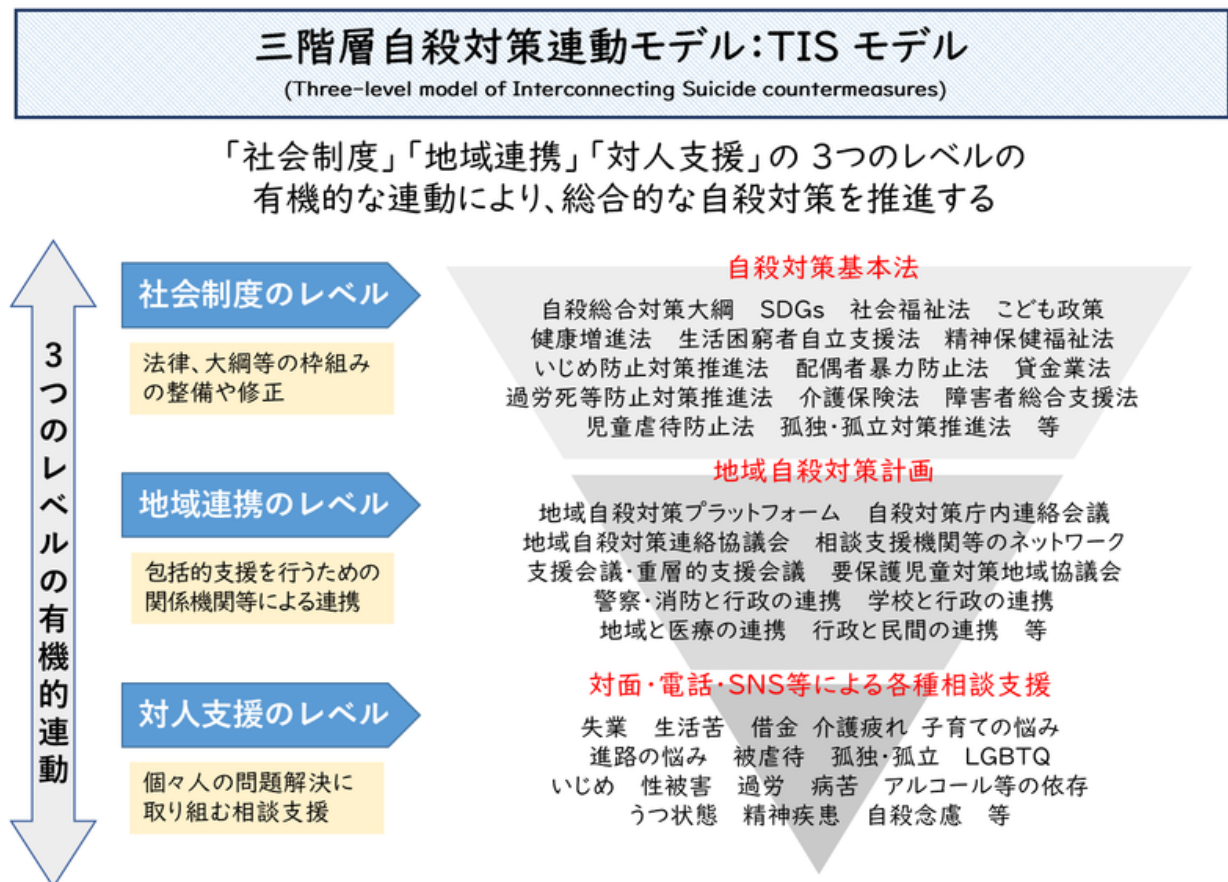
孤独・孤立は当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化によってもたらされるものであり、社会全体で対応すべき問題です。当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、この認識は自殺対策と共通しており、孤独・孤立を抱える当事者やその家族への支援は、自殺予防に直接つながるものです。市と民間団体が協働し、孤独・孤立を感じている人が地域資源を活用しながら、必要な支援に確実につながることができる体制を整備することで、誰一人孤立させない地域づくりを推進します。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

① 対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる

本市の自殺対策に係る施策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、複合的な問題を抱える人への包括的支援のための関係機関による連携などの「地域連携のレベル」、法律・計画等の枠組みの整備・修正に関わる「社会制度のレベル」の3つに整理します。これら3つのレベルを有機的に連動させることで、自殺対策を総合的に推進します。

【三階層自殺対策連動モデル】



資料：いのち支える自殺対策推進センター

4. 実践と啓発を両輪として推進する

① 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」である一方、危機に陥った人の心情や背景は周囲から理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を市民全体で深めるとともに、危機に陥ったときには一人で抱え込まず誰かに援助を求めることが適当であるという認識が、地域全体の共通認識となるよう、引き続き積極的な普及啓発に取り組みます。

② 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する

精神疾患や精神科医療に対する偏見から、受診に心理的抵抗を感じる人は少なくありません。特に中高年男性は、相談への抵抗から問題が深刻化しやすい傾向があります。一方、死を考えている人も「生きたい」という気持ちとの間で揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良などのサインを発していることが多くあります。

本市では、市民が身近な人のサインに早く気づき、専門家につなぎ見守ることができるよう、広報・教育活動に取り組みます。また、自殺に対する偏見や誤解の解消を図り、自死遺族等が孤立することのないよう、正しい理解の普及啓発を推進します。

5. 各主体の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

① 各主体の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政・関係団体・民間団体・企業・市民等がそれぞれの役割を明確にした上で、連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

本市は、地域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を担う主体として、国や滋賀県と連携しながら、地域における各主体の緊密な連携・協働を推進します。また、市民一人ひとりが自殺を「誰にでも起こり得る危機」として我が事と捉え、周囲のサインに気づき適切に対処できるよう、主体的な取組を促進します。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

① 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

「自殺対策基本法」第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められています。本市は、このことを改めて認識し、関係機関、民間団体、地域及び市民と連携しながら、一人ひとりの名誉と生活の平穩に配慮した自殺対策に取り組みます。

(2) 全体目標

国は、平成 28 年4月の自殺対策基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことを重要な課題として位置付けました。そのうえで、「自殺総合対策大綱」では、当面の目標として、先進諸国の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることとしています。

本市においても、この考え方を踏まえ、基本理念に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのないまち『おおつ』の実現～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～」を目指すため、前回同様に自殺死亡率を基準値(令和7年)と比べて 30%以上減少させることを数値目標として設定します。

【全体目標】			
指標名	基準値 (令和7年)	30%以上 の減少	目標値 (令和 15 年)
自殺死亡率	16.88		10.00 未満

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

(3) 施策体系

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち 「おおつ」の実現

～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～

基本方針

生きることの包括的な
支援として推進する

関連施策との有機的な連携を
強化して総合的に取り組む

対応の段階に応じてレベルごとの
対策を効果的に連動させる

実践と啓発を両輪として
推進する

各主体の役割を明確化し、
その連携・協働を推進する

自殺者等の名誉及び
生活の平穏に配慮する

具体的取組

(1) 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す

(2) 自殺対策の推進に資する調査、分析を推進する

(3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

(4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

(5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

(6) 社会全体の自殺リスクを低下させる

(7) 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ **【重点】**

(8) 遺された人への支援を充実する

(9) 民間団体との連携を強化する

(10) こども・若者の自殺対策を更に推進する **【重点】**

(11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する

(12) 女性の自殺対策を更に推進する **《新規》**

(13) 高齢者の自殺対策を更に推進する **【重点】**

(4) 改定のポイント

第1期計画の評価と、本市の自殺の実態から明らかになった課題を踏まえ、施策の重点の置き方を見直しました。第1期計画では重点項目を「世代の特徴に応じた取組」「状況・背景に応じた取組」として整理していましたが、第2期計画では特に強化が必要な分野を独立した重点項目として位置付けました。

本市では、自殺未遂者の再度の企図、こども・若者の自殺状況、高齢者の自殺状況に特に課題が見受けられます。そのため第2期計画では、「自殺未遂者の再度の企図を防ぐ」「こども・若者の自殺対策」「高齢者の自殺対策」を独立した重点項目とします。

また、全国的にも女性の自殺が課題となる一方で、第1期計画には女性を対象とした施策の区分がありませんでした。この課題を踏まえ、「女性の自殺対策を更に推進する」を新たな項目として追加します。

【改定のポイント】

分野	第1期計画での位置付け	第2期計画での見直し
自殺未遂者	「状況・背景に応じた取組」の一項目	重点項目として (7)自殺未遂者の再度の企図を防ぐ に位置付け
こども・若者	「世代の特徴に応じた取組」の一項目	重点項目として (10)こども・若者の自殺対策 に位置付け
高齢者	「世代の特徴に応じた取組」の一項目	重点項目として (13)高齢者の自殺対策 に位置付け
女性	全体の取組の中で個別に位置付け	新規項目として (12)女性の自殺対策を更に推進する に位置付け

【こどもの自殺の背景・動機の特徴】





具体的取組と数値目標

(1) 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得るものであり、本市では、自殺や心の健康に関する正しい理解を広げ、悩みを抱えた人が安心して援助を求められる地域づくりを進めます。市民一人ひとりが、身近な人の変化に気付き、声を掛け、話を聞き、必要な支援へつなぎ、見守る役割を担えるよう、啓発活動を展開します。関係機関・団体と連携した広報を行うとともに、保育園・幼稚園・学校における命の大切さを実感できる教育を推進します。

1. 事業・取組

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	こどもの心を豊かにする教育の推進	道徳科の内容項目「生命の尊さ」において、発達段階に応じて、かけがえのない生命を尊重する心情や態度を育みます。また、全教育活動を通じて、人権尊重の実践的態度を育成し、生命を大切にすることを育みます。	学校教育課
2	体験的学習推進事業	小中学校で体験的学習を実施し、児童生徒の職業、仕事への関心を高めます。また、中学生を対象に職場体験を実施し、自らの生き方や進路を考えるきっかけをつくります。	学校教育課
3	家族介護支援事業	認知症の人を介護する家族介護者を支援するため、介護者の介護知識・技術の習得、サービス利用への理解促進を図るとともに、行方不明ダイヤル等の生活支援も実施します。また、9月を「認知症啓発ウィーク」と位置付け、認知症啓発イベントや街頭啓発等を集中的に実施し、市民への理解促進を図っています。	長寿福祉課
4	認知症サポーター養成事業	市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域、企業、学校等に対して認知症サポーター養成講座を実施します。	長寿福祉課
5	消費者啓発事業	消費者の権利を守り自主的かつ合理的な消費行動を支援するため、消費生活に関する知識の普及や情報の提供等、消費者教育を推進します。	消費生活センター
6	男女共同参画推進事業	市民団体等と協働し、男女共同参画社会の啓発につながる市民フォーラム等の事業を実施します。	人権・男女共同参画課

番号	事業・取組名	内容	担当課
7	人権・生涯学習推進事業	市民一人ひとりが、人権学習を生涯学習として捉え、互いの人権を尊重する心豊かな社会の確立に向けた自主的な活動を支援するほか、様々な人権学習の機会を提供します。また、市内の人権学習において、中心的な役割を果たしている地域の関係機関・団体の活動を支援します。	生涯学習課
8	自殺予防週間・強化月間等の取組	自殺予防週間や月間、健康フェスティバル等の機会に、市民が自殺について理解を深められるよう啓発活動を行います。	保健予防課
9	ゲートキーパー養成講座、出前講座の実施	ゲートキーパーの養成講座及びこころの健康づくりに関する出前講座を実施し、自殺予防につなげます。	保健予防課
10	アルコール関連問題に関する相談、研修会の実施	本人や家族からアルコール関連問題に関する相談を受け付け、悩みの早期解決につなげます。また、市民がアルコール関連問題の理解を深めるため研修会を実施します。	保健予防課
11	特定感染症予防に関する啓発活動	感染症の予防と理解を促すため世界エイズデー等に啓発活動を実施します。	保健予防課
12	民生委員児童委員活動推進事業	民生委員・児童委員の訪問活動による相談の機会を充実（全戸訪問等）します。また、大津市社会福祉協議会が開催する民生委員・児童委員相談活動セミナーへの参加を促進します。	福祉政策課
13	地域福祉活動推進事業（地域コミュニティづくり）	一人ひとりが生きる力を高めあい、支えあえる地域コミュニティづくり（地域での見守り、支えあいを強化）を推進します。	福祉政策課
14	保育園・幼稚園における命の教育・健康教育（すべての人が健康に生きる権利を守るための教育）	生まれたことの尊さを知らせ、自尊感情を育みます。また、身体の仕組みや大切さを知り、自分や相手の身体を思いやって大切にしたり、一人ひとり違っていること、自分を愛すること、愛されている実感を味わうことを大切にする気持ちを育みます。	幼保支援課
15	保育園・幼稚園における保健計画	身体の仕組みや大切さを知り、自分や相手の身体を思いやり大切にすることを育みます。	幼保支援課
16	図書館利用促進	自殺問題及び自殺対策を含む図書資料だけでなく、様々な側面からテーマを捉え図書資料の収集・提供を行い、啓発期間には図書館での連携展示及び電子図書の特集を継続していきます。資料収集については蔵書全体のバランスや社会ニーズを検討しながら選書を行います。また、図書館の居場所づくりとしての来館促進事業を実施し、課題については悩みや課題を抱える方より情報提供を求められることがあれば支援機関を案内できるよう資料を配備します。	図書館

(2) 自殺対策の推進に資する調査、分析を推進する

自殺対策を効果的に推進するためには、地域における自殺の実態を的確に把握することが重要です。本市では、自殺者や遺族のプライバシーに十分配慮しつつ、警察・消防等の統計や国から提供される地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策政策パッケージ等を活用して、本市における自殺の原因や背景等を把握します。また、大津市自殺対策連絡協議会及び自殺対策庁内連絡会において分析結果を共有し、地域の実情に応じて取組を見直し、反映することで、より実効性の高い自殺対策の推進につなげます。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	◎自殺に関するデータ収集・分析	プロフィール等から、データ収集・分析し、自殺に関する情報を多角的に分析します。また、滋賀県主催の会議体へ参加し、情報収集を図ります。	保健予防課
2	大津市自殺対策連絡協議会の開催	多分野の関係機関と、自殺対策に関連する協議を行い、連携を図りながら自殺対策の取組を推進します。	保健予防課
3	自殺対策庁内連絡会の開催	庁内の関係所属との情報共有・連携を図り、全庁的かつ横断的な取組を推進するとともに、自殺対策計画に関する事業の評価を実施します。	保健予防課

(3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策は、様々な分野で生きることの包括的な支援に関わる人材によって支えられます。本市では、自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、必要な支援につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の養成を、市民や地域、職域へ幅広く推進します。あわせて、教職員、保健・福祉・介護の専門職、民生委員・児童委員、各種相談窓口の相談員等を対象に、心の健康づくりや自殺対策に関する研修を実施し、資質の向上を図ります。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	特別支援教育充実事業	特別な支援を必要とする児童生徒が適切な支援を受けられよう、小中学校への観察訪問や研修支援を行います。	教育支援センター
2	企業内人権啓発推進事業	研修会等で自殺予防に関する啓発チラシ等を配布し、企業等に自殺対策に関する啓発を行います。	商工労働政策課
3	人権啓発推進事業	研修会を通じて人権擁護委員や人権擁護推進員の知識向上を図り、様々な相談の充実につなげます。	人権・男女共同参画課
4	民生委員児童委員活動推進事業 [再掲]	民生委員・児童委員の訪問活動による相談の機会を充実(全戸訪問等)します。また、大津市社会福祉協議会が開催する民生委員・児童委員相談活動セミナーへの参加を促進します。	福祉政策課
5	健康推進員による健康推進活動	地域の健康づくりリーダーである健康推進員を養成し、市民の健康づくりを支援します。	健康推進課
6	ゲートキーパー養成講座、出前講座の実施 [再掲]	ゲートキーパーの養成講座及びこころの健康づくりに関する出前講座を実施し、自殺予防につなげます。	保健予防課
7	◎心のサポーター養成研修の実施	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる心のサポーターを養成するため、研修会を開催します。	保健予防課
8	自殺対策研修会の実施	自殺に関する理解を深めるため自殺対策研修会を実施します。	保健予防課
9	難病従事者研修会の実施	難病患者への理解を深めるため、在宅療養支援従事者に対し、従事者研修会を実施します。	保健予防課
10	◎在宅医療・介護連携推進事業	市民が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、在宅療養や看取りに関わる医療・介護関係者に対して、市内3か所の拠点訪問看護ステーションが合同研修会を実施し、在宅療養や看取りに関する支援技術の向上や多職種間の連携を推進します。	地域医療政策課
11	認知症サポーター養成事業 [再掲]	市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域、企業、学校等に対して認知症サポーター養成講座を実施します。	長寿福祉課

(4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

家庭・学校・職場・地域のそれぞれの場で、ストレス要因の軽減と心の健康の保持・増進を図る環境づくりを進めます。地域では、心の健康や、その背景にある生活上の問題に関する相談機能を高めるとともに、世代を超えて交流できる居場所づくりを推進します。学校では、養護教諭による健康相談や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用など、相談体制の充実を図ります。職場に対しては、事業所と連携し、メンタルヘルス対策やハラスメント防止の啓発を進めます。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイを実施)	家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。	こども・子育て安心課
2	子ども・若者総合相談窓口の設置	「子ども・若者総合相談窓口」の設置による若者の幅広い悩みを受け止める体制を整備します。	こども・若者政策課
3	生きる力を育てる教育推進事業	小中学校に専任の学校司書を配置し、児童生徒の居場所づくりにつなげます。また、小中学校に学校生活支援員を配置し、児童生徒の学校生活を支援します。	学校教育課
4	教育相談事業	不安や困り感を抱えるこどもや、さまざまな状況に悩む保護者や市民、教職員を対象に教育相談を実施し、課題の解決に向けた支援を行います。	教育支援センター
5	いじめ対策等の生徒指導に係る支援(人員配置)	小中学校にいじめや不登校対策等の生徒指導に係る専任教員を配置(代替教員を市費で配置)して、支援が必要な児童生徒の早期発見・早期対応につなげます。また、小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣して、支援が必要な児童生徒に寄り添った専門的な対応を行います。	児童生徒支援課
6	保育園・幼稚園での巡回相談	園児の発達相談・家庭相談・医療相談・理学療法相談・作業療法相談・クラス相談・保健相談・栄養相談を通じて、園児の保育上の配慮を図り、進路相談や保護者支援を行うことで、保育上の配慮が必要なこどもがいきいきと生活することができるような環境を整えます。	幼保支援課
7	老人福祉センター運営事業	老人福祉センターで高齢者の各種相談やレクリエーション活動等の場を提供し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりに繋がります。	介護・福祉施設課
8	障害者移動支援事業	障害児及び障害者に外出のための介護を行い、移動に対するストレスの解消と地域への参画機会の拡充につなげます。	障害福祉課
9	性と健康の相談支援事業	不妊で悩む人を対象に不妊・不育症相談を実施します。また、思春期からのアプローチにより、妊娠・出産・子育てをイメージできるように支援します。	母子保健課

番号	事業・取組名	内容	担当課
10	一般介護予防事業	住民主体の通いの場へリハビリテーション専門職等が関与することにより、高齢者の通いの場や介護予防活動の充実を図り、健康維持や居場所づくりを促進することで、高齢者の心身の健康維持を推進します。	長寿福祉課
11	地域福祉活動推進事業(ネットワーク体制整備)	多様なネットワークの力により問題の早期発見、課題解決に取り組む体制を整備します。	福祉政策課
12	地域福祉活動推進事業(地域コミュニティづくり)[再掲]	一人ひとりが生きる力を高めあい、支えあえる地域コミュニティづくり(地域での見守り、支えあいを強化)を推進します。	福祉政策課
13	地域福祉基金活用事業	ひとり暮らしの高齢者に月1回、給食を提供し、栄養と健康の増進を図り、地域住民とのふれあいをつくります。	福祉政策課
14	災害ボランティアセンター運営事業	災害時の被災住民の生活再建を円滑に進めるため、ボランティアの受付や派遣等の支援、災害時に必要となるボランティアコーディネーターの養成、学区社会福祉協議会や民生委員・児童委員を中心とした、災害ボランティアセンターの設置を目的とし、大津市社会福祉協議会と協定を締結し実施します。	福祉政策課
15	特定感染症検査時のカウンセリング	特定感染症に関する検査時の相談事業や、HIV陽性者への個別支援活動を実施し、感染者の不安軽減と療養生活の質の向上を図ります。	保健予防課
16	精神保健福祉相談	本人や家族等からの相談に応じ、必要により受診支援等の個別対応を行い、こころの健康づくりにつなげます。	保健予防課
17	精神保健福祉事業	ケース検討会、家族教室、家族交流会、ボランティア連絡会、家族会等の団体支援、自殺対策等を実施します。	保健予防課
18	経済団体・職域団体と連携したメンタルヘルスの啓発	労働者のメンタルヘルス対策の向上を図るため、経営者等に対し、出前講座を実施します。	保健予防課
19	◎重層的支援体制整備事業	複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援にあたり、関係機関において支援の方向性や役割などを共有した上で連携しながら支援を実施できるよう調整を図ります。	重層的支援推進室

(5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺対策においては、自殺の危険性の高い人が、適切な医療や支援を確実に受けられるようにすることが重要です。本市では、健康相談や訪問指導、各種健診等の機会を活用してうつ状態等の早期把握に努め、必要に応じて精神科医療につながります。また、医療につながった後も、その背景にある経済・生活・福祉・家族の問題に包括的に対応できるよう、精神科医療・保健・福祉・教育・労働・法律等の関係機関のネットワークを構築し、施策の連動性を高めます。あわせて、産後うつを抱える産婦やがん等の疾患を抱える方など、対象に応じたきめ細かな支援を進めます。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	学校医による健康教育充実	児童生徒の健康問題に対し、小学校・中学校からの要請により、専門科校医を派遣し、指導助言及び講話を行います。また、緊急を要する場合には、専門科校医がケース相談に応じ、指導助言を行います。	学校教育課
2	母子家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員を2名配置し、ひとり親の抱える経済的な問題や、生活に関する相談を総合的に受け止め、孤立の防止や生活の安定に向けた支援を行います。	子育て支援給付課
3	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業支援員を2名配置し、就労支援や養育費確保支援等、弁護士や専門機関と連携し、ひとり親家庭の経済的自立と生活状況の改善を支援します。	子育て支援給付課
4	いじめ対策等の生徒指導に係る支援（人員配置、相談・啓発等）	子ども安全見守り隊による見守り活動、弁護士等による「いじめと人権」授業等の実施や児童生徒の自主的な啓発活動を支援することで、安心・安全な学校づくりを進めます。また、こころの健康観察により「本日の気持ち」や「SOSボタン」から、児童生徒の不安など些細な変化を早期に捉え、速やかな支援につなげます。	児童生徒支援課
5	地域生活支援拠点事業	一般住宅への入居を希望するが入居が困難な障害者に対し入居に係る相談・助言等を行い、障害者の地域生活を支援します。	障害福祉課
6	すこやか相談所健康教育事業	一人ひとりに合った妊娠・出産・子育て支援を展開するため、母子健康手帳交付時に個別支援計画を作成し切れ目ないサポートを実施します。	保健総務課 母子保健課
7	妊婦等包括相談支援事業	母子健康手帳交付時や「はじめてのパパ・ママ教室」等の事業を通し、母性父性の教育を実施し、安全で豊かな妊娠・出産・子育てを支援します。また、新生児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、母子及び家族の養育環境を踏まえた相談を行い、必要により継続支援や医療機関受診につなげます。あわせて、一人ひとりに合った妊娠・出産・子育て支援を展開するため、母子健康手帳交付時に個別支援計画を作成し切れ目ないサポートを実施します。	母子保健課

番号	事業・取組名	内容	担当課
8	乳幼児健診事業	乳幼児健診や赤ちゃん相談会を実施するとともに、事後指導として発達相談、育児相談等を実施し、乳幼児を養育する保護者を支援します。	母子保健課
9	産後うつ対策事業	新生児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、母子及び家族の養育環境を踏まえた相談を行い、必要により継続支援や医療機関受診につなげます。また、乳児期早期の母親の育児不安の軽減と虐待防止を目的に親子の絆づくりを実施します。	母子保健課
10	コールセンターオペレーターによる適切な相談窓口への案内	オペレータが市民の用件や困りごとを聞き取り、適切な窓口への引き継ぎや相談先の案内を行い、早期解決につなげます。	市民活動推進室
11	成年後見制度利用支援事業	権利擁護や成年後見に係る相談窓口、地域包括支援センターと障害者生活支援センターとの連携を図ります。また、権利擁護や成年後見に係る相談窓口、地域包括支援センターと障害者生活支援センターでは対応が困難な相談支援業務を、専門的技術を有した NPO 法人に委託します。	福祉政策課
12	がん対策推進事業	がん相談支援センターや専門相談員等の情報を一元化して情報提供を行い、がん患者とその家族が安心して生活できる環境を整えます。	健康推進課
13	男女共同参画センター管理運営事業	各種講座の開催、情報収集及び情報提供、交流の場の提供や支援を行うとともに電話相談や女性の悩み相談等の事業を行います。	人権・男女共同参画課
14	精神保健福祉相談 [再掲]	本人や家族等からの相談に応じ、必要により受診支援等の個別対応を行い、こころの健康づくりにつなげます。	保健予防課
15	結核検査時や服薬確認時のカウンセリング	結核患者に対し、服薬確認時等に相談に応じると共に、医療費助成により経済的負担を軽減します。	保健予防課
16	◎重層的支援体制整備事業[再掲]	複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援にあたり、関係機関において支援の方向性や役割などを共有した上で連携しながら支援を実施できるよう調整を図ります。	重層的支援推進室

(6) 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが重要です。本市では、市民の様々な悩みに対応する相談体制を充実させるとともに、相談窓口の情報を広く発信します。また、孤立を防ぐための居場所づくりや、経済面・生活面の支援を関係機関と連携して行い、悩みを抱える人が早期に適切な支援につながる地域づくりを進めます。あわせて、介護や子育て等で負担を抱える人への支援にも取り組みます。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	学校支援総合推進事業	「コミュニティ・スクール」を実施し、地域・家庭・学校が力を合わせ社会総がかりで教育の実現を図り、教育環境の充実を図ります。	学校教育課
2	小学校就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童の保護者に学用品等を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
3	中学校就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童の保護者に学用品等を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
4	奨学資金給付事業	向学心があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校への就学が困難な生徒に有能な人材育成を目的に奨学金を給付します。	学校教育課
5	働き・暮らし応援センター運営補助事業	一般就労が困難な障害者に対して職場開拓等のサービスを、福祉と労働の両面から提供する「働き・働く暮らし応援センター」の運営経費の一部を補助します。	障害福祉課
6	障害児サービス事業	障害のあるこどもに障害福祉サービスを支給し、地域で安全で安心した暮らしが送れるよう支援します。	障害福祉課
7	すこやか相談所相談事業	市内7カ所のすこやか相談所に保健師等を配置し、乳児から高齢者までを対象に健康相談、訪問指導、健康教室、各種健診の事後指導等を実施することで、健康増進につなげます。	保健総務課 母子保健課
8	母子保健推進事業	多胎児を養育する家庭へのホームヘルパー等の派遣により家事、育児等を支援し、多胎児育児のストレス軽減を図ります。また、乳児期早期の母親の育児不安の軽減と虐待防止を目的に親子の絆づくりを実施します。	母子保健課
9	高齢者労働能力活用事業	公益社団法人大津市シルバー人材センターへ事業を委託し、高齢者の就業機会の増大や社会参加の促進を図ります。	長寿福祉課
10	紙おむつ給付事業	寝たきりや認知症により、24時間紙おむつが必要な高齢者に紙おむつ券を支給し、介護する家族の介護負担及び経済的負担の軽減を図ります。	長寿福祉課
11	ショートステイ事業	65歳以上の社会適応が困難なひとり暮らしの方や、虐待により保護・分離する必要がある高齢者を一時的に保護します。	長寿福祉課

番号	事業・取組名	内容	担当課
12	「食」の自立支援事業(一般)	65歳以上で調理が困難で見守りが必要な方の居宅へ、安全で栄養バランスのとれた昼食を配達し、食事の確保及び安否確認を行います。	長寿福祉課
13	老人小規模住宅改造助成事業	高齢者が住み慣れた住まいで暮らし続けられるように、小規模住宅改造経費助成事業等の生活支援サービスについて、事業周知を努めるとともに、あんしん長寿相談所における相談の中で適切なサービスにつなげていきます。	長寿福祉課
14	家族介護支援事業 [再掲]	認知症の人を介護する家族介護者を支援するため、介護者の介護知識・技術の習得、サービス利用への理解促進を図るとともに、行方不明ダイヤル等の生活支援も実施します。また、9月を「認知症啓発ウィーク」と位置付け、認知症啓発イベントや街頭啓発等を集中的に実施し、市民への理解促進を図ります。	長寿福祉課
15	広聴及び市民相談事業	広聴活動の一環として市民相談への電話やメール等での相談を適切な窓口につなぎます。また、特別相談では市民の抱える諸問題の解決の一助として専門家への相談窓口を開設します。	市民活動推進室
16	家庭教育推進事業	心豊かでたくましいこどもを育てるため、家庭教育推進事業の補助及び「おおつ家庭教育5か条」の策定等、家庭教育を推進します。	生涯学習課
17	国民健康保険加入者への保健事業	被保険者の健康の保持増進のため、各種健診事業並びに人間ドック受診に係る受診料等の助成や健康づくり事業への事業費負担を行います。	健康推進課
18	生活困窮者自立促進事業	生活困窮者の自立支援として住宅確保給付金事業、一時生活支援事業、学習支援事業(中3学習会)を実施します。	生活福祉課
19	生活保護事業	病気や障害または失業等の様々な理由により生活に困窮する世帯に生活保護法による措置を行うとともに自立を促すための施策を実施します。	生活福祉課
20	生活保護自立促進等事業	生活保護世帯の自立を促すため就労支援事業、就労準備支援事業、長期入院患者退院促進支援事業、多重債務者等支援事業、薬物等依存症回復プログラム、年金制度活用プログラム、単身世帯見守り事業を実施します。	生活福祉課
21	中国残留邦人等支援事業	中国残留邦人及びその家族に生活支援等を実施します。	生活福祉課
22	住居確保給付金事業	離職者であり就職活動をしている市民のうち住宅を喪失するおそれがある方等に、住宅及び就労の機会確保のため賃貸住宅の家賃や転居費用の支援給付を行います。	生活福祉課
23	◎生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業による、自立支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	福祉政策課
24	母子家庭等自立支援事業[再掲]	母子・父子自立支援員を2名配置し、ひとり親の抱える経済的な問題や、生活に関する相談を総合的に受け止め、孤立の防止や生活の安定に向けた支援を行います。	子育て支援給付課
25	母子家庭等就業・自立支援センター事業 [再掲]	就業支援員を2名配置し、就労支援や養育費確保支援等、弁護士や、専門機関と連携し、ひとり親家庭の経済的自立と生活状況の改善を支援します。	子育て支援給付課

番号	事業・取組名	内容	担当課
26	◎重層的支援体制 整備事業[再掲]	複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援にあたり、関係機関において支援の方向性や役割などを共有した上で連携しながら支援を実施できるよう調整を図ります。	重層的支援 推進室

(7) 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ【重点】

自殺未遂者は、再び自殺を図る危険性が高いことから、再度の企図を防ぐ支援の強化が重要であるため、本市では、自殺未遂者の自殺対策を重点的に推進します。「いのちをつなぐ相談員」派遣事業において救急告示病院等の医療機関と連携し、救急搬送された未遂者が退院後も継続的に精神科医療や必要な相談支援につながるよう、切れ目のない包括的な支援体制の整備を進めます。相談員や保健師の派遣等により、本人の状況に応じた個別的な支援を行うとともに、未遂者を支える家族など、身近な支援者に対する支援も充実させます。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	救急活動時における啓発	救急対応時には、医療機関への搬送の可否に関わらず、傷病者や関係者の心情に応じて、相談先一覧を配布します。	警防課
2	大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業	救急告示病院からの要請を受け専任の相談員や保健師を派遣し、自殺未遂者及びその家族に支援を行います。	保健予防課
3	精神保健福祉相談 [再掲]	本人や家族等からの相談に応じ、必要により受診支援等の個別対応を行い、こころの健康づくりにつなげます。	保健予防課
4	精神保健福祉事業 [再掲]	ケース検討会、家族教室、家族交流会、ボランティア連絡会、家族会等の団体支援、自殺対策等を実施します。	保健予防課
5	◎重層的支援体制 整備事業[再掲]	複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援にあたり、関係機関において支援の方向性や役割などを共有した上で連携しながら支援を実施できるよう調整を図ります。	重層的支援 推進室

(8) 遺された人への支援を充実する

大切な人を自殺で亡くした遺族等は、深い悲しみに加え、様々な手続や生活上の課題に直面することがあります。本市では、遺された人が必要な支援情報を得られるよう、相談窓口や諸手続、自助グループの活動等に関する情報提供を進めるとともに、保健師等による相談に応じます。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	◎自死遺族等への相談支援	自死遺族等の個別相談を実施するとともに、相談窓口の周知を行います。	保健予防課
2	◎遺族の自助グループへの活動参画・支援	滋賀県自死遺族の会「凧の会」等への活動参画及び支援を行います。	保健予防課
3	広聴及び市民相談事業[再掲]	広聴活動の一環として市民相談への電話やメール等での相談を適切な窓口につなぎます。また、特別相談では市民の抱える諸問題の解決の一助として専門家への相談窓口を開設します。	市民活動推進室

(9) 民間団体との連携を強化する

地域の自殺対策において、社会福祉協議会などの民間団体は重要な役割を担っています。本市では、こうした民間団体や地域の関係機関と連携し、相談・支援の担い手となる人材の育成を支援するとともに、公的機関と民間団体が円滑に連携できる実践的な体制づくりを進めます。また、民間団体が行う相談事業や、地域に根ざした先駆的な取組を支援し、支援の担い手同士のつながりを強化します。

1. 事業・取組

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	就労継続・就労移行支援サービス事業	障害者の就労に必要な能力向上のための訓練や能力や適性に応じた働く場を提供します。また、福祉的就労から一般的就労への移行を支援します。	障害福祉課
2	高齢者生活支援事業	保健福祉ブロックごとに設置している生活支援コーディネーターとあんしん長寿相談所が連携し、高齢者の生活を支える地域資源の情報収集を行うとともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化等の体制整備を進めます。 また買い物に行けない高齢者に対し、配達サービスや移動販売、地域の支えあい活動を紹介するなど、地域資源の利用が促進できるよう、現況の見える化を図り情報提供に努めます。	長寿福祉課
3	雇用対策事業	大津公共職業安定所と連携して移動労働相談を実施し雇用の促進を図ります。	商工労働政策課
4	企業内人権啓発推進事業[再掲]	研修会等で自殺予防に関する啓発チラシ等を配布し、企業等に自殺対策に関する啓発を行います。	商工労働政策課
5	難病対策地域協議会の開催	在宅療養者の療養生活の質を向上するため、支援関係機関と難病対策地域協議会を開催し、支援体制の充実を図り、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	保健予防課
6	大津市自殺対策連絡協議会の開催[再掲]	多分野の関係機関と、自殺対策に関連する協議を行い、連携を図りながら自殺対策の取組を推進します。	保健予防課
7	災害ボランティアセンター運営事業[再掲]	災害時の被災住民の生活再建を円滑に進めるため、ボランティアの受付や派遣等の支援、災害時に必要となるボランティアコーディネーターの養成、学区社会福祉協議会や民生委員・児童委員を中心とした、災害ボランティアセンターの設置を目的とし、大津市社会福祉協議会と協定を締結し実施します。	福祉政策課

(10) こども・若者の自殺対策を更に推進する【重点】

本市では、将来を担うこども・若者の自殺対策を重点的に推進します。学校において、命の大切さを実感できる教育やSOSの出し方に関する教育を進めるとともに、養護教諭による健康相談や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用により、相談体制の充実を図ります。いじめの早期発見・対応や、相談窓口の周知にも取り組みます。また、こどもや保護者が孤立しないよう、居場所づくりや発達相談、虐待の未然防止、生活困窮世帯等への学習・生活支援を進めます。関係機関が連携し、リスクの高いこどもを早期に把握して支援につなぐ体制を整えます。

1. 事業・取組

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	おおつっこほっとダイヤル	いじめに関する相談や調整等を担当する相談調査専門員を配置し、こどもや保護者等からの相談に応じるとともに、解決に向けた調整等を行います。	いじめ対策推進室
2	子どもをいじめから守る委員会運営	常設の第三者委員会(大津の子どもをいじめから守る委員会)を定期開催し、相談のあった事案について調査、調整、助言等を行い、いじめの防止と早期発見、早期対応につなげます。	いじめ対策推進室
3	こどもの居場所づくり事業	こども達が孤独を感じずに安心して過ごせる場を提供し、こどもの健全育成を支援します。	こども・子育て安心課
4	児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応	大津市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、こどもや保護者のSOSを見逃さない体制を築きます。また、個別ケース検討会議や家庭訪問等による支援と見守りを随時実施し、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応を図ります。あわせて、虐待防止プログラム研修等を実施し、児童虐待の未然防止に取り組みます。	こども・子育て安心課
5	こども発達相談事業	発達障害やその疑いのある幼児(3歳6か月児健診終了後)から中学生とその保護者に対して専門的な相談支援を行うことにより、保護者や校園のこどもに対する理解が深まり、適切な対応へとつながるように支援します。	こども発達相談センター
6	養護教諭・教育相談担当教諭による児童生徒への支援	小中学校のこども一人ひとりを大切にし、からだの健康はもちろん、こころの健康について対応することで、安心で安全な学校となるよう、養護教諭を複数配置します。また、自傷行為や自殺企図のおそれのある児童生徒の心身のケア、保護者との連携を通じて、児童生徒の健やかな成長につなげます。あわせて、「SOSの出し方に関する教育」をはじめとする自殺予防教育に関する研修を実施します。リスクの高い児童生徒をリストアップし、アセスメント状況を把握し、学校支援を行います。	学校教育課 児童生徒支援課
7	こどもの心を豊かにする教育の推進【再掲】	道徳科の内容項目「生命の尊さ」において、発達段階に応じて、かけがえのない生命を尊重する心情や態度を育みます。また、全教育活動を通じて、人権尊重の実践的態度を育成し、生命を大切にする心を育みます。	学校教育課

番号	事業・取組名	内容	担当課
8	体験的学習推進事業[再掲]	小中学校で体験的学習を実施し、児童生徒の職業、仕事への関心を高めます。また、中学生を対象に職場体験を実施し、自らの生き方や進路を考えるきっかけをつくります。	学校教育課
9	生きる力を育てる教育推進事業[再掲]	小中学校に専任の学校司書を配置し、児童生徒の居場所づくりにつなげます。また、小中学校に学校生活支援員を配置し、児童生徒の学校生活を支援します。	学校教育課
10	学校医による健康教育充実[再掲]	児童生徒の健康問題に対し、小中学校からの要請により、専門科校医を派遣し、指導助言及び講話等を行います。また、緊急を要する場合には、専門科校医がケース相談に応じ、指導助言を行います。	学校教育課
11	学力向上推進事業	学校教育課、教育センターが連携し継続して学校訪問を実施します。また、笑顔輝く大津の教育について推進し、学校訪問等において教員が意識するべきポイントを示すなど、市内でのさらなる浸透を目指します。あわせて、「全国学力・学習状況調査」の分析から学習意欲や自己肯定感等に着目し、安心して学べる環境づくりと心のケアを一体的に進めます。	学校教育課
12	学校支援総合推進事業[再掲]	「コミュニティ・スクール」を実施し地域・家庭・学校が力を合わせ社会総がかりで教育の実現を図り、教育環境の充実を図ります。	学校教育課
13	小学校就学援助事業[再掲]	経済的理由により就学困難な児童の保護者に学用品等を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
14	中学校就学援助事業[再掲]	経済的理由により就学困難な児童の保護者に学用品等を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
15	奨学資金給付事業[再掲]	向学心があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校への就学が困難な生徒に有能な人材育成を目的に奨学金を給付します。	学校教育課
16	いじめ対策等の生徒指導に係る支援（人員配置）[再掲]	小中学校にいじめや不登校対策等の生徒指導に係る専任教員を配置（代替教員を市費で配置）して、支援が必要な児童生徒の早期発見・早期対処につなげます。また、小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣して、支援が必要な児童生徒に寄り添った専門的な対応を行います。	児童生徒支援課
17	いじめ対策等の生徒指導に係る支援（人員配置、相談・啓発等）[再掲]	子ども安全見守り隊による見守り活動、弁護士等による「いじめと人権」授業等の実施や児童生徒の自主的な啓発活動を支援することで、安心・安全な学校づくりを進めます。また、こころの健康観察により「本日の気持ち」や「SOSボタン」から、児童生徒の不安など些細な変化を早期に捉え、速やかな支援につなげます。	児童生徒支援課
18	特別支援教育充実事業[再掲]	特別な支援を必要とする児童生徒が適切な支援を受けられよう、小中学校への観察訪問や研修支援を行います。	教育支援センター
19	教育相談事業[再掲]	不安や困り感を抱えるこどもや、さまざまな状況に悩む保護者や市民、教職員を対象に教育相談を実施し、課題の解決に向けた支援を行います。	教育支援センター
20	子ども・若者総合相談窓口の設置[再掲]	「子ども・若者総合相談窓口」の設置による若者の幅広い悩みを受け止める体制を整備します。	こども・若者政策課

番号	事業・取組名	内容	担当課
21	子ども・若者支援地域協議会の開催	子ども・若者支援地域協議会における関係機関との連携を促進します。	こども・若者政策課
22	保育園・幼稚園における命の教育・健康教育(すべての人が健康に生きる権利を守るための教育) [再掲]	生まれたことの尊さを知らせ、自尊感情を育みます。また、身体の仕組みや大切さを知り、自分や相手の身体を思いやって大切にしたり、一人ひとり違っていること、自分を愛すること、愛されている実感を味わうことを大切にする気持ちを育みます。	幼保支援課

(11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する

働く人の過重労働やハラスメント、職場の人間関係などの勤務問題は、自殺の背景となり得ます。本市では、経済団体や職域団体等と連携し、経営者や労働者に対して、メンタルヘルスや心の健康づくりに関する啓発を進めます。労働相談の機会を確保し、悩みを抱える人が早期に相談・支援につながるよう努めるとともに、地域・職域が連携し、保健医療資源を相互に活用しながら対策を進めます。

1. 事業・取組

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	地域・職域連携推進事業	地域・職域連携推進会議を開催し、それぞれが有する保健医療資源の相互活用等を図ります。	保健総務課
2	経済団体・職域団体と連携したメンタルヘルスの啓発 [再掲]	労働者のメンタルヘルス対策の向上を図るため、企業や団体等に対し、出前講座を実施します。	保健予防課
3	精神保健福祉相談 [再掲]	本人や家族等からの相談に応じ、必要により受診支援等の個別対応を行い、こころの健康づくりにつなげます。	保健予防課
4	企業内人権啓発推進事業[再掲]	研修会等で自殺予防に関する啓発チラシ等を配布し、企業等に自殺対策に関する啓発を行います。	商工労働政策課
5	雇用対策事業	学生就職面接会を実施し就職・雇用機会の創出を図ります。	商工労働政策課

(12) 女性の自殺対策を更に推進する《新規》

女性の自殺対策には女性特有の視点が必要です。本市では、妊娠期から出産後にかけて、性と健康に関する相談や産後うつ予防、家庭訪問等による切れ目のない支援を進めます。また、DVや生活困窮など、様々な困難を抱える女性が孤立しないよう、相談体制の充実や、関係機関・民間団体と連携した支援に取り組みます。あわせて、男女共同参画の視点に立った啓発や、生活の安定に向けた支援を通じて、女性が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	女性相談事業	女性相談支援員を2名配置し、DVや生活困窮など様々な問題を抱える女性からの相談を受け止め、関係機関や適切な支援機関と連携し、生活状況の改善を図ります。	子育て支援 給付課
2	男女共同参画センター管理運営事業	各種講座の開催、情報収集及び情報提供、交流の場の提供や支援を行うとともに電話相談や女性の悩み相談等の事業を行います。	人権・男女共同 参画課
3	男女共同参画推進事業[再掲]	市民団体等と協働し、男女共同参画社会の啓発につながる市民フォーラム等の事業を実施します。	人権・男女共同 参画課
4	産後うつ対策事業[再掲]	新生児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、母子及び家族の養育環境を踏まえた相談を行い、必要により継続支援や医療機関受診につなげます。また、乳児期早期の母親の育児不安の軽減と虐待防止を目的に親子の絆づくりを実施します。	母子保健課
5	性と健康の相談支援事業[再掲]	不妊で悩む人を対象に不妊・不育症相談を実施します。また、思春期からのアプローチにより、妊娠・出産・子育てをイメージできるように支援します。	母子保健課
6	妊婦等包括相談支援事業[再掲]	母子健康手帳交付時や「はじめてのパパ・ママ教室」等の事業を通し、母性父性の教育を実施し、安全で豊かな妊娠・出産・子育てを支援します。また、新生児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、母子及び家族の養育環境を踏まえた相談を行い、必要により継続支援や医療機関受診につなげます。あわせて、一人ひとりに合った妊娠・出産・子育て支援を展開するため、母子健康手帳交付時に個別支援計画を作成し、切れ目のないサポートを実施します。	母子保健課
7	母子保健推進事業[再掲]	多胎児を養育する家庭へのホームヘルパー等の派遣により家事、育児等を支援し、多胎児育児のストレス軽減を図ります。また、乳児期早期の母親の育児不安の軽減と虐待防止を目的に親子の絆づくりを実施します。	母子保健課
8	◎妊産婦健診事業費	妊産婦健康診査は、医療機関と行政(市町村)が妊婦と定期的かつ継続的に関わる機会であるため、妊婦の心身の問題を早期に把握し、ハイリスク連絡等により、共有することで、行政支援につなげます。	母子保健課

番号	事業・取組名	内容	担当課
9	すこやか相談所健康 教育事業[再掲]	一人ひとりに合った妊娠・出産・子育て支援を展開する ため、母子健康手帳交付時に個別支援計画を作成し、切 れ目ないサポートを実施します。	保健総務課 母子保健課

(13) 高齢者の自殺対策を更に推進する【重点】

高齢者は、心身の健康の問題や、退職や配偶者との死別による役割の喪失、社会的孤立などが自殺の背景となることがあるため、本市では、高齢者の自殺対策を重点的に推進します。閉じこもりやうつ状態の予防が介護予防の観点からも重要であることを踏まえ、高齢者が生きがいや役割を持って生活できるよう、多様な通いの場の整備や社会参加、介護予防の取組を進めます。また、食事の確保等の生活支援を通じて、見守り体制づくりを強化するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

1. 事業・取組

※各事業名の前に「◎」印を付けた事業・取組は第2期計画から新たに追加されたものです。

番号	事業・取組名	内容	担当課
1	地域包括支援センター運営事業	複雑化するニーズに対応できるよう専門性の向上を図るとともに、地域住民へ身近な相談窓口としての役割を広く周知し、機能の充実を図ります。加えて、7つの保健福祉ブロックごとの課題に応じた活動目標を立て、それぞれの地域特性に合わせた地域包括ケアシステムの確立に向けて取組を進めます。ケアラーが孤立することなく安心して介護を続けられるよう、相談支援体制の充実や介護離職を防ぐための取組を進めます。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、生活体制支援整備の充実・強化を図るとともに、住まいや移動手段の確保、見守り体制の構築、災害対策に取り組めます。	長寿福祉課
2	認知症施策推進事業	認知症当事者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、認知症の困りごとに対応する認知症初期集中支援チームの配置や、認知症の人やその家族が気軽に集える場である認知症カフェの設置を行います。	長寿福祉課
3	一般介護予防事業 [再掲]	住民主体の通いの場へリハビリテーション専門職等が関与することにより、高齢者の通いの場や介護予防活動の充実を図り、健康維持や居場所づくりを促進することで、高齢者の心身の健康維持を推進します。	長寿福祉課
4	高齢者労働能力活用事業[再掲]	公益社団法人大津市シルバー人材センターへ事業を委託し、高齢者の就業機会の増大や社会参加の促進を図ります。	長寿福祉課
5	ショートステイ事業 [再掲]	65歳以上の社会適応が困難なひとり暮らしの方や、虐待により保護・分離する必要がある高齢者を一時的に保護します。	長寿福祉課
6	「食」の自立支援事業(一般)[再掲]	65歳以上で調理が困難で見守りが必要な方の居宅へ、安全で栄養バランスのとれた昼食を配達し、食事の確保及び安否確認を行います。	長寿福祉課
7	老人小規模住宅改造助成事業[再掲]	高齢者が住み慣れた住まいで暮らし続けられるように、小規模住宅改造経費助成事業等の生活支援サービスについて、事業周知を努めるとともに、あんしん長寿相談所における相談の中で適切なサービスにつなげていきます。	長寿福祉課

番号	事業・取組名	内容	担当課
8	高齢者生活支援事業[再掲]	保健福祉ブロックごとに設置している生活支援コーディネーターとあんしん長寿相談所が連携し、高齢者の生活を支える地域資源の情報収集を行うとともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体を連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化等の体制整備を進めます。また買い物に行けない高齢者に対し、配達サービスや移動販売、地域の支えあい活動を紹介するなど、地域資源の利用が促進できるよう、現況の見える化を図り情報提供に努めます。	長寿福祉課
9	◎在宅医療・介護連携推進事業[再掲]	市民が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、在宅療養や看取りに関わる医療・介護関係者に対して、市内3か所の拠点訪問看護ステーションが合同研修会を実施し、在宅療養や看取りに関する支援技術の向上や多職種間の連携を推進します。	地域医療政策課
10	老人福祉センター運営事業[再掲]	老人福祉センターで高齢者の各種相談やレクリエーション活動等の場を提供し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりに繋がります。	介護・福祉施設課
11	地域福祉基金活用事業[再掲]	ひとり暮らしの高齢者に月1回、給食を提供し、栄養と健康の増進を図り、地域住民とのふれあいをつくります。	福祉政策課
12	成年後見制度利用支援事業[再掲]	権利擁護や成年後見に係る相談窓口、地域包括支援センターと障害者生活支援センターとの連携を図ります。また、権利擁護や成年後見に係る相談窓口、地域包括支援センターと障害者生活支援センターでは対応が困難な専門的技術による相談支援業務を NPO 法人に委託します。	福祉政策課

※【評価指標】について
は作成中



計画の推進体制・施策の評価

(1) 計画の推進体制

1. 連携のあり方

第2期計画を効果的に推進するため、本市では庁内関係部署が横断的に連携するとともに、医療・保健・福祉・教育・労働・法律等の関係機関や民間団体、企業との緊密なネットワークを構築します。各主体がそれぞれの役割を共有・分担しながら協働することで、相談から支援までの切れ目のない体制を整え、自殺対策を地域全体で総合的に推進します。

2. 各種会議等

① 大津市自殺対策庁内連絡会

自殺対策に関連する庁内関係課長等で構成する「大津市自殺対策庁内連絡会」を設置し、本市の自殺の発生状況や背景の共有、ハイリスク者への支援策の検討、支援者の資質向上に向けた取組など、庁内横断的な連携と情報共有を図ります。

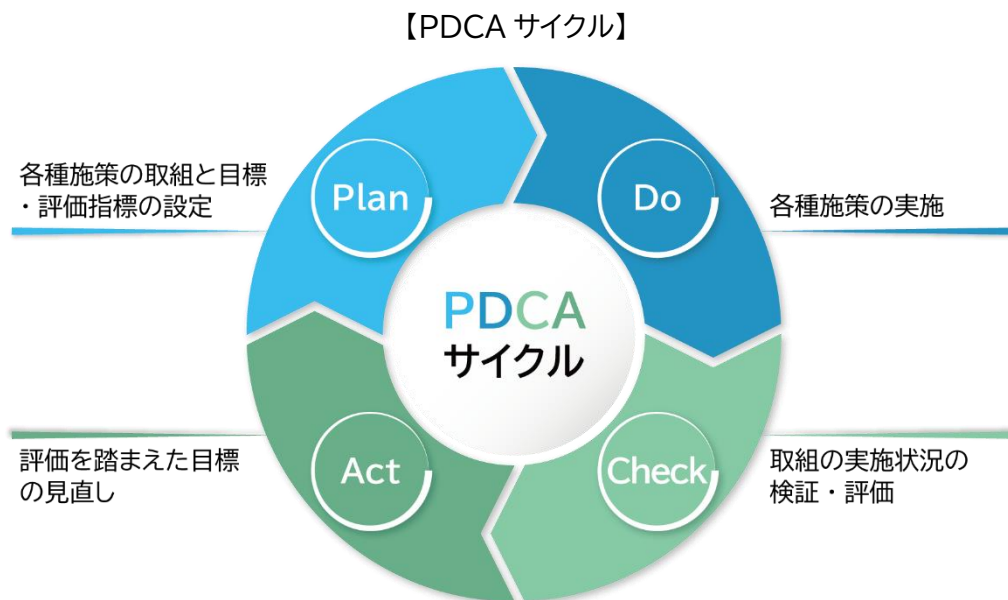
② 大津市自殺対策連絡協議会

医療・保健・福祉・司法・心理・教育・労働・消防・団体等の多分野の関係者で構成する「大津市自殺対策連絡協議会」を設置し、本市における自殺の発生状況や背景についての意見交換及び計画内容の協議を行います。

※こどもの自殺対策の協議の場及び個別ケース検討会議については検討中

3. PDCA サイクルによる進行管理

本市では、第2期計画の策定(Plan)に基づき自殺対策を推進(Do)するとともに、取組の実施状況や成果を定期的に点検・評価(Check)し、その結果を踏まえて施策の改善(Act)を図ります。PDCA サイクルを着実に機能させることで、地域の実情や課題の変化に対応しながら、自殺対策を継続的に発展させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて取組を推進します。



(2) 計画の評価

1. 施策の評価及び管理

大津市自殺対策連絡協議会、大津市自殺対策庁内連絡会、大津市自殺対策計画ワーキングにおいて実施・達成状況の把握と評価を行います。あわせて、関連する各種計画の評価・見直しの動向とも整合性を図りながら、第2期計画の施策を継続的に管理します。



(1) 大津市自殺対策庁内連絡会設置要綱

大津市自殺対策庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自殺の防止に係る対策を講ずるに当たり、庁内の連携の推進及び情報の共有を図るため、大津市自殺対策庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市における自殺の発生状況及びその背景に関すること。
- (2) 自殺をする危険性が高い者に対する支援策に関すること。
- (3) 自殺対策に係る支援者の資質の向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 委員

2 会長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、健康福祉部保健所長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充て、別表第2に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

(職務)

第4条 会長は、連絡会の事務を統括するとともに、委員を指揮監督する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、会長の命を受けて、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康福祉部保健所保健予防課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

部局等	委員
政 策 調 整 部	人権・男女共同参画課長
	いじめ対策推進室長
市 民 部	市民活動推進室長
	消費生活センター所長
産 業 観 光 部	商工労働政策課長
健 康 福 祉 部	福祉政策課長
	重層的支援推進室長
	介護・福祉施設課長
	長寿福祉課長
	障害福祉課長
	生活福祉課長
	保健総務課長
	健康推進課長
こ ども 未 来 部	こども・若者政策課長
	幼保支援課長
	子育て支援給付課長
	こども発達相談センター所長
	こども・子育て安心課長
	母子保健課長

別表第2(第3条関係)

部局等	委員
教 育 委 員 会	学校教育課長
	児童生徒支援課長
	生涯学習課長
	教育支援センター所長
	図書館長
消 防 局	救急高度化推進室長

(2) 大津市自殺対策庁内連絡会 名簿

1. 委員名簿

所属	職位	氏名
政策調整部 人権・男女共同参画課 いじめ対策推進室	課長	目片 善比古
市民部 市民活動推進室	室長	岡田 ふく子
市民部 消費生活センター	管理監	岸本 宏
産業観光部 商工労働政策課	主任	奥村 翔平
健康福祉部 福祉政策課 重層的支援推進室	課長	栗本 亮
健康福祉部 障害福祉課	課長	中島 真介
健康福祉部 生活福祉課	課長	中嶋 祐一
健康福祉部 介護・福祉施設課	課長	福井 美穂
健康福祉部 長寿福祉課	課長	西本 美和
健康福祉部 健康推進課	課長	藤原 順二
健康福祉部 保健総務課	課長	井上 誠
健康福祉部 地域医療政策課	課長	龍池 和隆
こども未来部 こども・若者政策課	課長	若林 雄一
こども未来部 幼保支援課	副参事	赤井 加代子
こども未来部 子育て支援給付課	課長	清水 隆志
こども未来部こども総合支援局 こども・子育て安心課	課長	小澤 吉輝
こども未来部こども総合支援局 母子保健課	課長	播磨 剛
こども未来部こども総合支援局 こども発達相談センター	副参事	高橋 宏司
教育委員会 学校教育課	課長	南出 晃
教育委員会 児童生徒支援課	課長補佐	小西 尚之
教育委員会 生涯学習課	課長補佐	北野 喜之
教育委員会 教育支援センター	所長	中川 恵実子
教育委員会 図書館	館長	橋詰 博基
消防局 救急高度化推進室		

2. 事務局名簿

所属	職位	氏名
健康福祉部	部長	小野 昌幸
健康福祉部	次長	大石 達也
保健所	所長	中村 由紀子
保健所	次長	古川 久文
保健予防課	課長	金本 正彦
保健予防課	参事	吉村 弥生
保健予防課	課長補佐	平田 浩二
保健予防課精神・難病支援係	係長	土蔵 百恵
保健予防課精神・難病支援係	主査	吉川 真悟
保健予防課精神・難病支援係	技師	中西 遼

(3) 大津市自殺対策連絡協議会設置要綱

大津市自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自殺の防止に係る対策を講ずるに当たり、関係機関等と意見交換及び情報共有を行い、並びに連携を図るため、大津市自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市における自殺の発生状況及びその背景についての意見交換及び情報共有に関すること。
- (2) 自殺をする危険性が高い者への支援策の検討に関すること。
- (3) 支援者の相談スキルの向上に向けた取組に関すること。
- (4) その他自殺防止対策に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等で構成する。

(運営)

第4条 協議会に座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、協議会の会議の進行を行う。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、大津市保健所保健予防課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

別表(第3条関係)

1 関係機関

- (1) 滋賀医科大学
- (2) 大津赤十字病院
- (3) 滋賀医科大学医学部附属病院
- (4) 市立大津市民病院
- (5) 滋賀県立精神保健福祉センター
- (6) 大津労働基準監督署
- (7) 大津公共職業安定所
- (8) 大津警察署
- (9) 大津市役所内関係課

2 関係団体

- (1) 滋賀県精神神経科医会
- (2) 公益社団法人大津市医師会
- (3) 一般社団法人大津市薬剤師会
- (4) 滋賀弁護士会
- (5) 滋賀県司法書士会
- (6) 滋賀県臨床心理士会
- (7) 認定特定非営利活動法人滋賀いのちの電話
- (8) 滋賀県断酒同友会大津支部
- (9) 特定非営利活動法人びわこダルク
- (10) 認定特定非営利活動法人あさがお
- (11) 大津市民生委員児童委員協議会連合会
- (12) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会

(4) 大津市自殺対策連絡協議会 名簿

1. 委員名簿

所属	役割・職種等	氏名(敬省略)
滋賀県精神神経科医会	会長	石黒 淳
滋賀医科大学		
大津市医師会		
大津市薬剤師会		忝田 敬弘
滋賀弁護士会	生活総合支援委員会 委員長	稲田 ますみ
滋賀県司法書士会	相談事業部 部長	春山 政輝
滋賀県臨床心理士会	理事	上西 祐輝
滋賀いのちの電話	理事長	三上 房枝
滋賀県断酒同友会 大津支部	副会長	村上 仁
特定非営利活動法人 びわこダルク	スタッフ	箕輪 隆登
特定非営利活動法人 あさがお	事務局長	蓮井 敦
大津市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	谷本 みちの
大津市社会福祉協議会	次長	井ノ口 浩二
大津赤十字病院	医療ソーシャルワーカー	永井 見和
	医療ソーシャルワーカー	加藤 愛理
滋賀医科大学医学部附属病院	地域医療連携係	南 智子
地方独立行政法人市立大津市民病院	地域医療連携支援センター長	横谷 恵
	心療内科相談看護師	岡田 寿美子
大津警察署	生活安全課係 係長	羽山 潤
大津労働基準監督署	副署長	中西 章人
大津公共職業安定所	統括職業指導官	山本 勇紀
滋賀県立精神保健福祉センター	心理判定員	長谷川 敬祐
滋賀県衛生科学センター	獣医師	井上 英耶

2. 事務局名簿

所属	役割・職種等	氏名
大津市保健所	所長	中村 由紀子
大津市保健所	次長	古川 久文
大津市保健所 保健予防課	課長	金本 正彦
大津市保健所 保健予防課	参事	吉村 弥生
大津市保健所 保健予防課	課長補佐	平田 浩二
大津市保健所 保健予防課 精神・難病支援係	係長	土蔵 百恵
大津市保健所 保健予防課 精神・難病支援係	主査	吉川 真悟
大津市保健所 保健予防課 精神・難病支援係	保健師	中西 遼

(5) 策定経過

日程		内容
令和7年	6月 25 日	令和7年度大津市自殺対策計画第1回ワーキング ◆第2期計画の策定スケジュールとワーキングの趣旨について ◆自殺の概況について ◆子ども・若者部会、健康づくり部会、学習・相談・情報提供部会
	9月 26 日	令和7年度大津市自殺対策計画第2回ワーキング ◆第1回ワーキングの結果共有 ◆第2期計画の方向性について ◆うつ対策、高齢者等の支援、こどもの自殺対策
	11月 18 日	令和7年度大津市自殺対策庁内連絡会 ◆第2期計画策定スケジュール ◆第1期計画の評価について ◆第2期計画の策定に向けて ◆今年度の取組について
令和8年	2月 12 日	令和7年度大津市自殺対策連絡協議会 ◆第2期計画策定スケジュール ◆第1期計画の評価について ◆第2期計画の策定に向けて ◆官民協働の取組について
	3月 17 日	令和7年度大津市自殺対策計画第2回ワーキング ◆相談窓口一覧の作成と活用方法・運用方法について ◆第2期計画骨子「第5. 具体的取組と数値目標」への記載内容検討
	5月 13 日	令和8年度第1回大津市自殺対策庁内連絡会 ◆第2期計画策定スケジュール及び骨子(案)の説明
	5月 19 日	令和8年度大津市自殺対策計画第1回ワーキング ◆具体的施策の検討
	5月 28 日	令和8年度第1回大津市自殺対策連絡協議会 ◆大津市の自殺者、自殺未遂者の現状 ◆第2期計画について
	7月 31 日	令和8年度大津市自殺対策計画第2回ワーキング ◆自殺対策計画に関する説明 ◆第2期計画の素案について意見交換

(6) 大津市こころの相談窓口一覧

保健師・看護師・心理職・精神保健福祉士等が対応します

相談内容	相談窓口	住所	連絡先	相談時間
こころの健康、うつ病、依存症、ひきこもり等について	大津市保健所 保健予防課	大津市浜大津四丁目1番1号明日都浜大津1階	077-522-6766	平日 9:00~17:00
心身の健康について	和邇すこやか相談所	大津市和邇高城 12(和邇文化センター内)	077-594-8023	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
	堅田すこやか相談所	大津市本堅田三丁目17-14(堅田市民センター向かい)	077-574-0294	
	比叡すこやか相談所	大津市坂本七丁目 24-1 平和堂坂本店 3 階	077-578-8294	平日 10:00~12:30 13:30~18:00
	中すこやか相談所	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津 5 階	077-528-2941	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
	膳所すこやか相談所	大津市膳所二丁目 5-5 (さがみ川老人憩いの家併設)	077-522-1294	
	南すこやか相談所	大津市南郷一丁目 14-30(南老人福祉センター併設)	077-534-0294	
	瀬田すこやか相談所	大津市大江三丁目 2-1 (瀬田市民センター内)	077-545-0294	
専門の相談員に悩みを聞いてほしいとき(子育て、学校、若年女性が抱える悩みなど)	「こころのサポートしが」LINE 相談(滋賀県)			毎日 16:00~22:00
家族・仕事・学校など身の回りのこと、人間関係のことなど	こころの電話相談(滋賀県)		077-567-5560	10:00~12:00 13:00~21:00
休日夜間・緊急時の精神科医療相談	精神科救急医療相談電話		077-566-1190	平日 17:15~21:30 休日 9:30~12:00 13:00~21:30

民間の相談員が対応します

相談内容	相談窓口	住所	連絡先	相談時間
生きるのが辛くなったとき	滋賀いのちの電話		077-553-7387	金・土・日・月曜日 10:00～20:30
	#いのち SOS(特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク)		0120-061-338	24 時間 365 日

主に心理職が対応します

相談内容	相談窓口	住所	連絡先	相談時間
大津市在住の18歳以上の方を対象にした発達障害の相談	大津市発達障害者支援センター かほん	面談場所等については電話でお問合せ下さい	077-548-6149	平日 9:00～17:00 (相談員が不在の場合は留守番電話にメッセージを残して下さい)

障害福祉サービスに関する相談、障害者手帳の申請

相談内容	相談窓口	住所	連絡先	相談時間
障害福祉の総合相談、障害福祉サービス利用について	大津市障害福祉課	大津市御陵町 3-1 大津市役所本館 1 階	077-528-2726	平日 9:00～17:00

家族・当事者による分かち合い・支え合い(ピアサポート)

相談内容	相談窓口	住所	連絡先	相談時間
精神疾患を持つ人の家族が支え合う会	大津市精神障害者と家族の会「湖の子会」	大津市におの浜四丁目 2-33 大津市障害者福祉センター内	080-3787-4451	(交流会) 毎月第 2 日曜日 13:00～
精神疾患の経験を持つ人による互いの支え合い	ピアサポート WISH	大津市桜野町一丁目 10-5(オアシスの郷)	077-510-5725	月・火・水・金・土曜日 10:00～16:00
大切な人を自死で亡くした遺族同士が様々な思いを語り合う会	凧の会おうみ(滋賀県自死遺族の会)	近江八幡市鷹飼町 105-2 滋賀県婦人会館	naginokai.oumi@gmail.com	毎月第 3 土曜日 14:00～15:30